第４期坂祝町地域福祉計画
第４期坂祝町地域福祉活動計画

令和７年度～令和 16 年度

令和７年３月

坂祝町

社会福祉法人　坂祝町社会福祉協議会

【目次】

第１章　計画策定にあたって..... 1
１．計画の目的 2
２．「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」とは..... 3
３．地域福祉の推進のために..... 4
４．計画の位置づけ..... 7
５．圏域の設定 9
６．計画の期間 10

第２章　坂祝町の現状..... 11
１．統計からみる現状..... 12
２．地域福祉に関するアンケート調査からみえる状況..... 20
３．関連計画策定時のアンケート調査からみえる状況..... 26
４．第３期計画の評価..... 34
５．坂祝町における主要課題..... 37

第３章　計画の基本的な考え方..... 39
１．基本理念 40
２．基本目標 41
３．計画の体系 42

第４章　施策の展開 43
基本目標１　世代を超えて支え合う地域づくり..... 44
基本目標２　地域福祉を支える人づくり..... 50
基本目標３　適切な支援につなぐ仕組みづくり..... 56
基本目標４　安心で健やかな暮らしづくり..... 70

第５章　今後の推進にあたって..... 77
１．計画の普及・啓発..... 78
２．計画の進行管理・評価..... 78

参考資料 79
１．策定経過 80
２．坂祝町地域福祉計画策定委員会設置要綱..... 80
３．坂祝町地域福祉計画策定委員会委員名簿..... 81
４．用語解説 81
５．掲載指標一覧 84
６．困った時の相談窓口..... 85

第 1 章　計画策定にあたって

１．計画の目的

地域福祉とは、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、住民同士が互いに助け合うことで、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関係なく安心して暮らすことができる社会の仕組みをいいます。

地域福祉の推進にあたっては、地域で生活する住民一人ひとりの努力（自助）、地域で生活する人々が協力・協働して行う日常的な生活支援活動（互助）、社会保険のような制度化された相互扶助（共助）、行政が責任を持つ公的福祉サービスの提供（公助）が相互に連携し、地域の中で一体的、複合的に機能する必要があります。

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの変化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、コロナ禍により、ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、８０５０問題、ダブルケア、虐待などの問題が表面化し、今まで以上に多様な社会問題に対応した取組が求められています。

国では、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会の実現」を平成29年に掲げ、その具体化に向けて平成30年４月に「社会福祉法」の一部改正を行うなど改革を進めてきました。さらに、令和３年４月の「社会福祉法」の一部改正により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設などについて規定されました。

坂祝町（以下、「本町」という）では、令和２年３月に「誰もが助け合って暮らせるまち さかほぎ」を基本理念として、「第３期坂祝町地域福祉計画」及び「第３期坂祝町地域福祉活動計画」を策定し、本町に暮らすすべての人が、地域の中で安心して暮らせるような地域社会の実現を目指し、地域福祉課題解決に向けた取組を進めてきました。

このたび策定する「第４期坂祝町地域福祉計画」及び「第４期坂祝町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）は、以上のような地域福祉の考え方や社会潮流、本町の地域福祉の現状・課題を踏まえた上で、地域住民が相互に尊重し合いながら参加する「地域共生社会の実現」を目指すものとし、各分野が横断的につながり、住民一人ひとりが地域のことを互いに自分のこととして捉えて、支え合える体制をつくることを目的とします。

２.「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」とは、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるよう、地域生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みづくりや課題の解決を図るものです。「社会福祉法」第 107 条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として、町が中心となって策定しています。

「地域福祉活動計画」とは、住民やボランティア団体、福祉や介護関係の事業者等の民間団体が協力しながら、地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。「地域福祉計画」との整合性を図りながら、「社会福祉法」第 109 条の規定により地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会（以下、「社協」という）が中心となって策定しています。

■「社会福祉法」抜粋

（地域福祉の推進）

第４条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の３　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

１　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

２　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

３　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

１　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

４　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

５　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

３．地域福祉の推進のために

①　「地域共生社会」の考え方について

国においては、地域福祉の推進に関連した法律や支援制度が大きく変化してきています。平成 28 年７月には、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられました。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■地域共生社会イメージ（出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」）

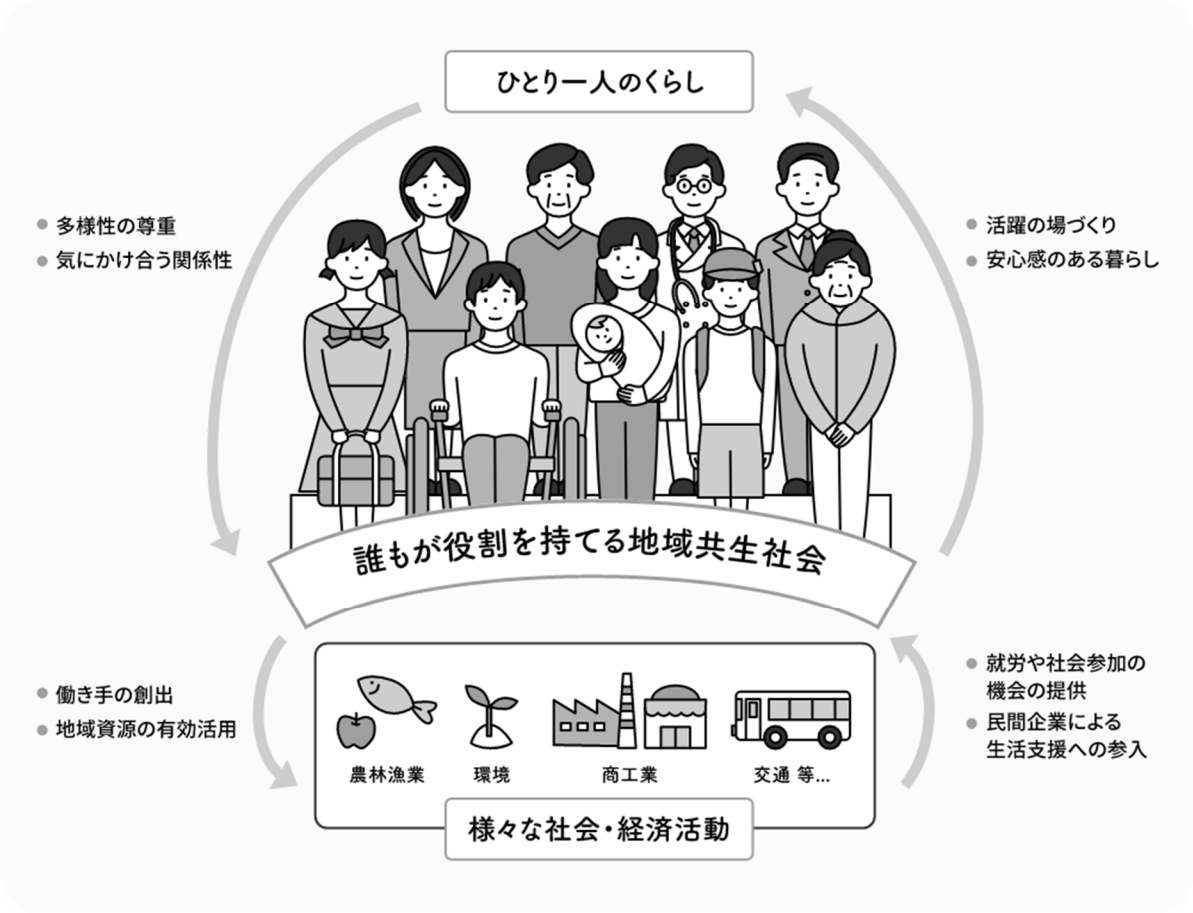

②　重層的支援体制整備事業について

令和３年４月の「社会福祉法」の一部改正では、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。また、この包括的支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この「重層的支援体制整備事業」は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化している支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」を支援の柱とし、これらを一層効果的に実施するために「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を規定し、この５つの事業を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業の概要（イメージ）

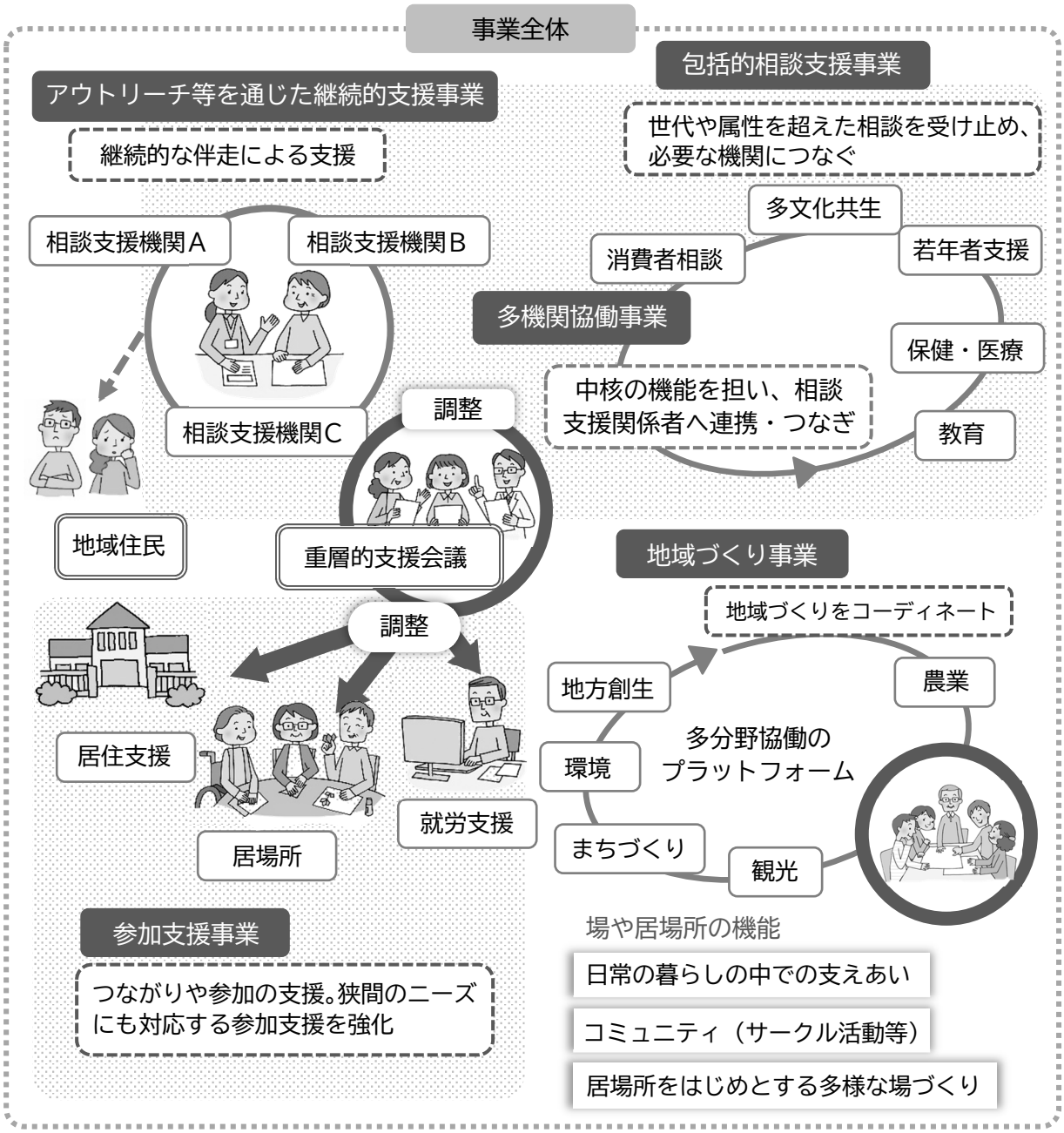

※厚生労働省資料を参考に作成

③　ＳＤＧｓの推進

平成 27 年の国連サミットで令和 12 年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。ＳＤＧｓでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind)」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する 17 の目標と 169 のターゲットが示されています。

■ＳＤＧｓにおける 17 の目標

■特に本計画と深く関連する目標

目標１：貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	**目標３：すべての人に健康と福祉を** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標４：質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	**目標８：働きがいも経済成長も** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 10：人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	**目標 11：住み続けられるまちづくりを** 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

４．計画の位置づけ

本計画は、「坂祝町第７次総合計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえつつ、各種福祉計画を横断的につなぐ役割を担っています。

また、地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となることが重要です。そのため、本計画において行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示します。

なお、本計画は、健康増進法に基づく「健康増進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」、成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯防止推進法に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

■計画の位置づけイメージ

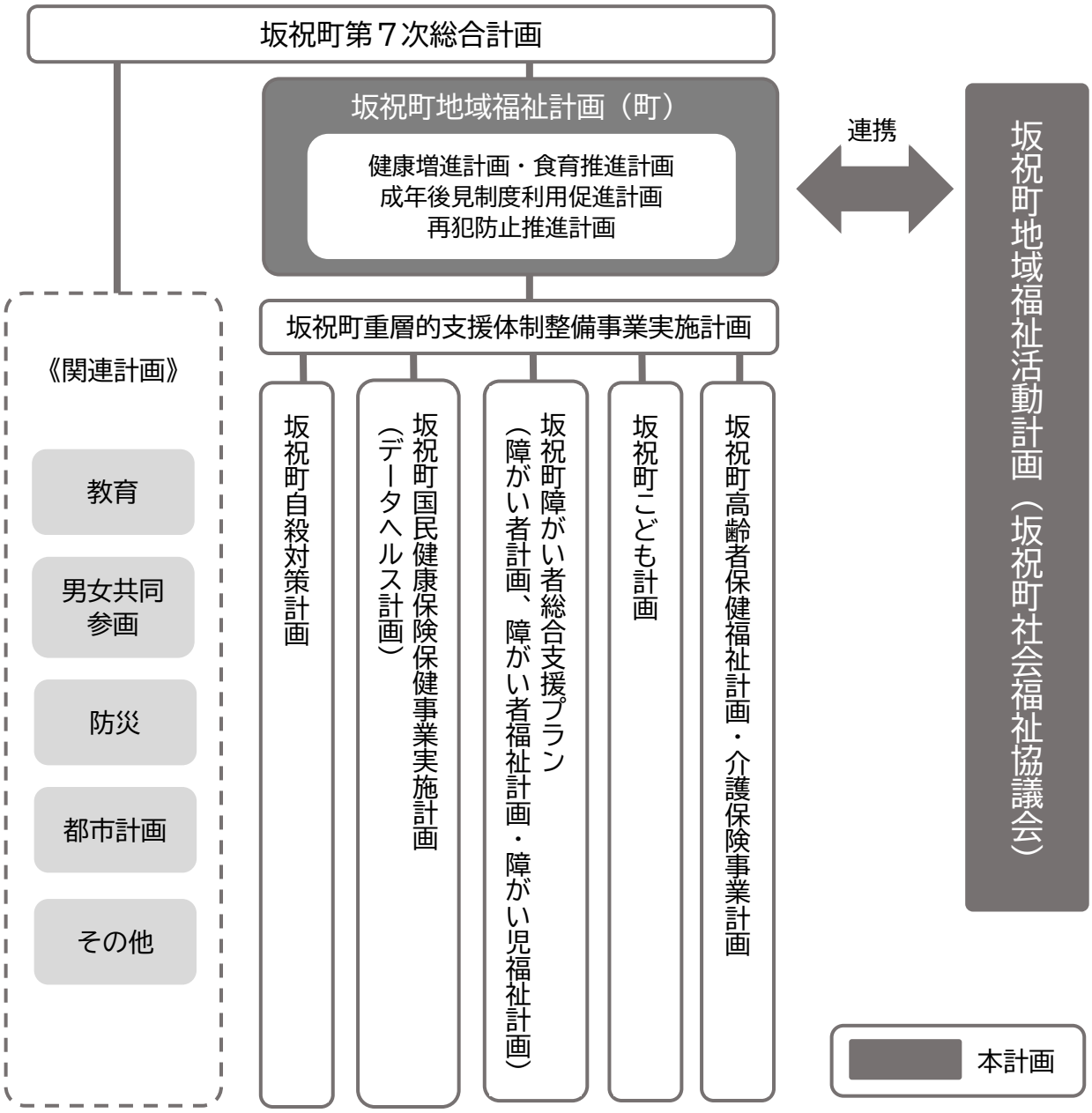

健康増進計画・食育推進計画の策定について

国においては、健康増進法に基づき、健康日本 21（第三次）が令和６年４月から適用され、同法において、健康日本 21（第三次）の考え方をもとに市町村計画を定めるよう努めることとされています。また、食育基本法では、食育推進を図るための市町村計画を定めるよう努めることとされています。そのため、本計画の健康づくりに関わる施策については、健康増進法に規定する市町村計画、食育に関わる施策については、食育基本法に規定する市町村計画と位置づけることとします。

■「健康増進法」抜粋

（都道府県健康増進計画等）

第８条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

■「食育基本法」抜粋

（市町村食育推進計画）

第 18 条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

２　市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

成年後見制度利用促進計画の策定について

平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する基本的な施策についての市町村計画を定めるよう努めることとされています。そのため、本計画の成年後見に関わる施策については、成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画と位置づけることとします。

■「成年後見制度利用促進法」抜粋

（市町村の講ずる措置）

第 14 条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯防止推進計画の策定について

国においては、再犯防止推進法に基づき、平成 29 年 12 月に再犯防止計画が閣議決定されました。同法において、市町村は国の再犯防止計画を勘案して市町村計画を定めるよう努めることとされています。そのため、本計画の再犯防止に関わる施策については、再犯防止推進法に規定する市町村計画と位置づけることとします。

■「再犯防止推進法」抜粋

（地方再犯防止推進計画）
第８条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

５．圏域の設定

本町の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、基本目標の達成に向けた取組について、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や自治会、さらに町内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を認識し、重層的に進めていくことが大切です。

本町においては、多様化する地域生活課題に対応するため、自分や家族といった最も小さな範囲から町全体まで、４つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取組を進めていきます。

■「圏域」の概念図

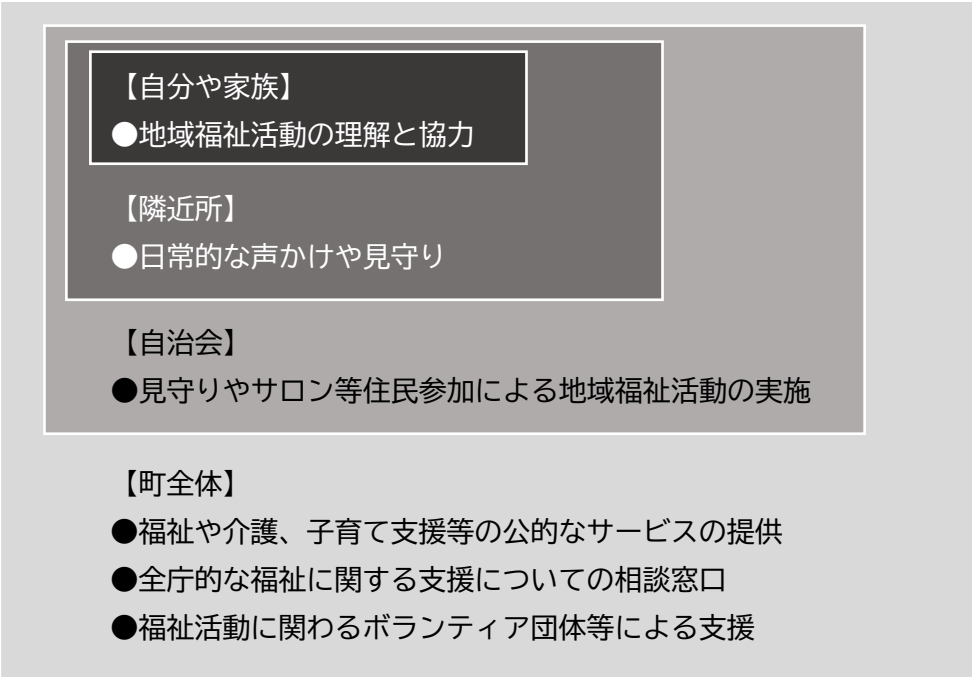

６．計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 16 年度までの 10 か年を計画期間とし、令和 11 年に中間見直しを行います。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

	計画名称＼年度	R７ 2025	R８ 2026	R９ 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
町	総合計画	第７次						第８次			
町・社協	地域福祉計画・地域福祉活動計画	第４期（令和 11 年に中間見直し）									
	健康増進計画・食育推進計画	（令和 11 年に中間見直し）									
	成年後見制度利用促進計画	（令和 11 年に中間見直し）									
	再犯防止推進計画	（令和 11 年に中間見直し）									
	重層的支援体制整備事業実施計画	第１期（令和 11 年に中間見直し）									
町	障がい者総合支援プラン	第２期					第３期				
	障がい者計画	第５期					第６期				
	障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第７期 第３期		第８期 第４期			第９期 第５期			第 10 期 第６期	
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第９期		第 10 期			第 11 期			第 12 期	
	自殺対策計画	第２次					第３次				
	こども計画	第１期					第２期				
	子ども・子育て支援事業計画	第３期					第４期				
	データヘルス計画	第３期					第４期				
	保健事業実施計画	第３期					第４期				
	特定健康診査等実施計画	第４期					第５期				

第２章　坂祝町の現状

１．統計からみる現状

①　人口・世帯の動向

住民基本台帳によると、本町の総人口は令和４年まで減少傾向でしたが、令和５年に増加に転じており、令和６年で 8,188 人となっています。年齢３区分別でみると、老年人口は全国的な動向と同様に継続して増加していますが、生産年齢人口は令和５年以降増加、年少人口は増減しながら推移しています。

人口推移をもとに推計した今後の人口をみると、総人口は増加することが見込まれています。年齢３区分別人口をみると、生産年齢人口は継続して増加し、年少人口は令和８年まで、老年人口は令和９年まで増加することが見込まれています。

■年齢３区分別人口と高齢化率の推移と推計

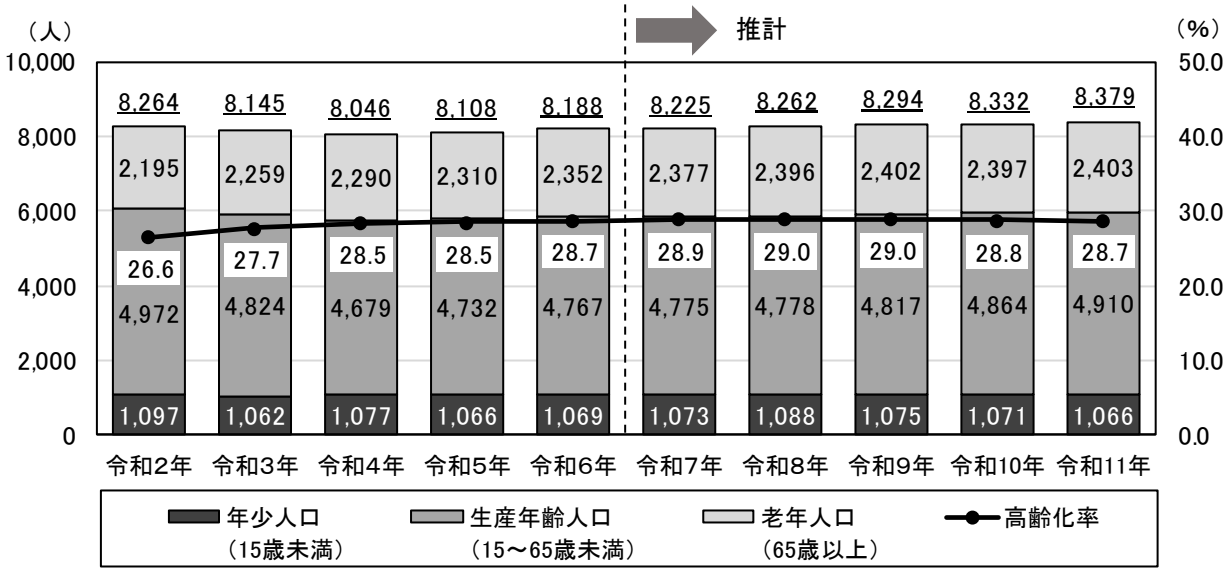

出典：令和６年までは住民基本台帳（各年３月末時点）

／令和７年以降は令和２～６年の人口をもとにコーホート変化率法を用いて推計

一般世帯数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和２年で 3,195 世帯となっています。内訳をみると、核家族世帯数は増加傾向にあり、令和２年で 1,807 世帯となっています。単身世帯数は継続して減少傾向にありましたが、平成 27 年以降再び増加しており、令和２年で 986 世帯となっています。世帯あたり人員数は減少傾向にあり、令和２年で 2.47 人となっています。

■一般世帯数と世帯あたり人員の推移

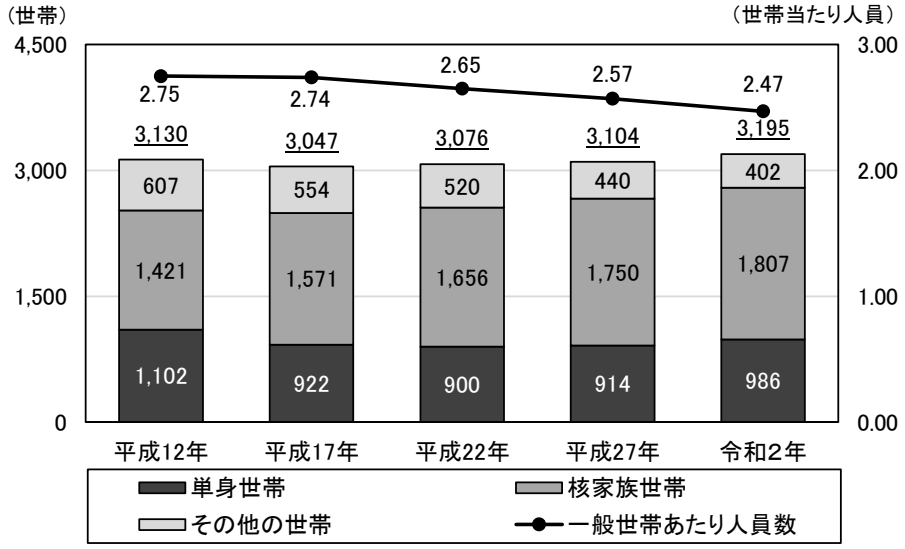

出典：国勢調査

②　こどもの動向

18 歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和２年で 622 世帯となっています。６歳未満世帯員のいる一般世帯数は増減しながら推移し、令和２年で 277 世帯となっています。６歳以上 18 歳未満世帯員のいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和２年で 345 世帯となっています。

■18 歳未満のこどもがいる一般世帯の推移

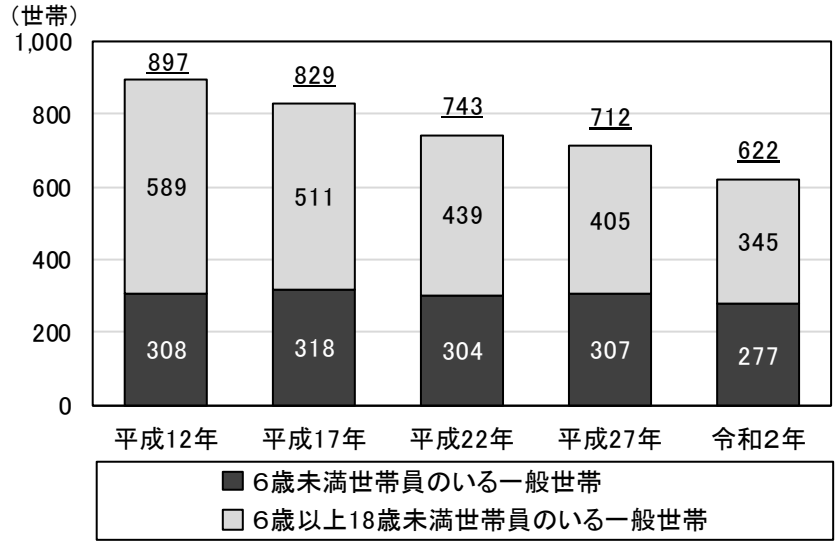

出典：国勢調査

児童・生徒数は、小学校児童が 450 人前後で推移しており、令和５年で 470 人となっています。中学校生徒は 200 人前後で推移しており、令和５年で 191 人となっています。

ひとり親世帯数は、母子家庭が平成 17 年以降、30 世帯前後で推移しており、令和２年で 29 世帯となっています。父子家庭は増減しながら推移しており、令和２年で７世帯となっています。

■児童・生徒数の推移

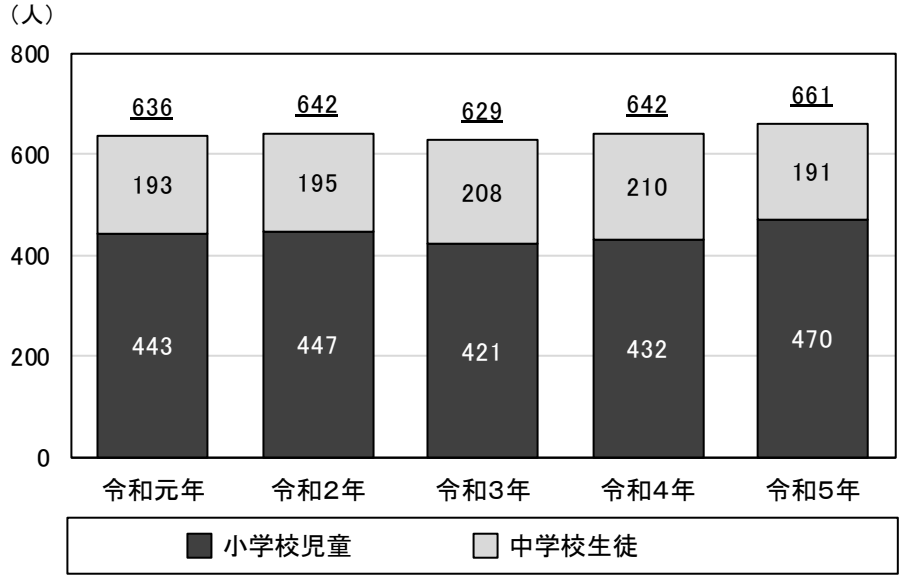

出典：町教育課（各年５月１日時点）

■ひとり親世帯数の推移

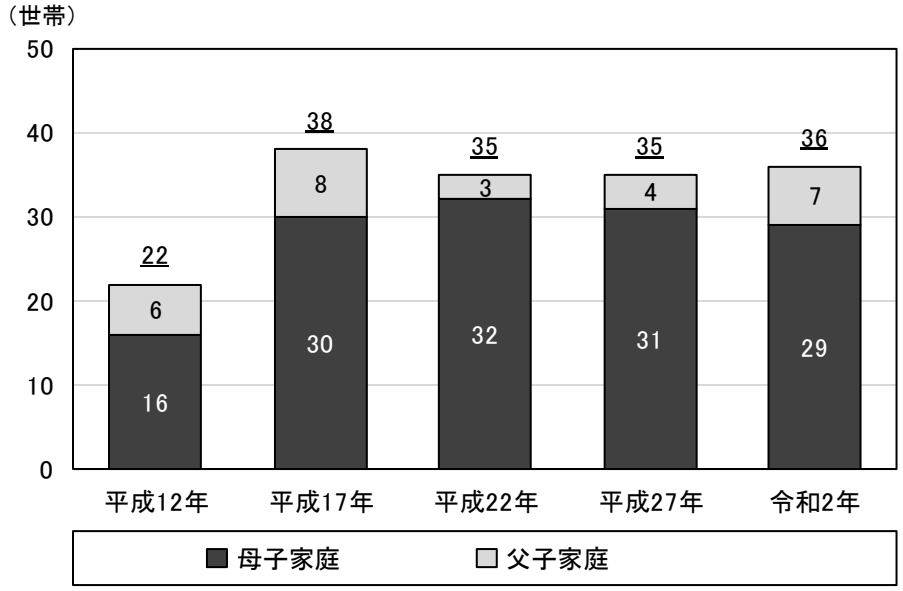

出典：国勢調査

③　高齢者の動向

高齢者数の推移は、前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあり、令和２年でそれぞれ1,208人、1,046人となっています。高齢化率は令和２年で前期高齢者割合が15.1%、後期高齢者割合が13.0%となっています。

高齢者のみの世帯数の推移は、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯ともに増加傾向にあり、令和２年でそれぞれ414世帯、275世帯となっています。

■前期高齢者・後期高齢者数と前期高齢者・後期高齢者割合の推移

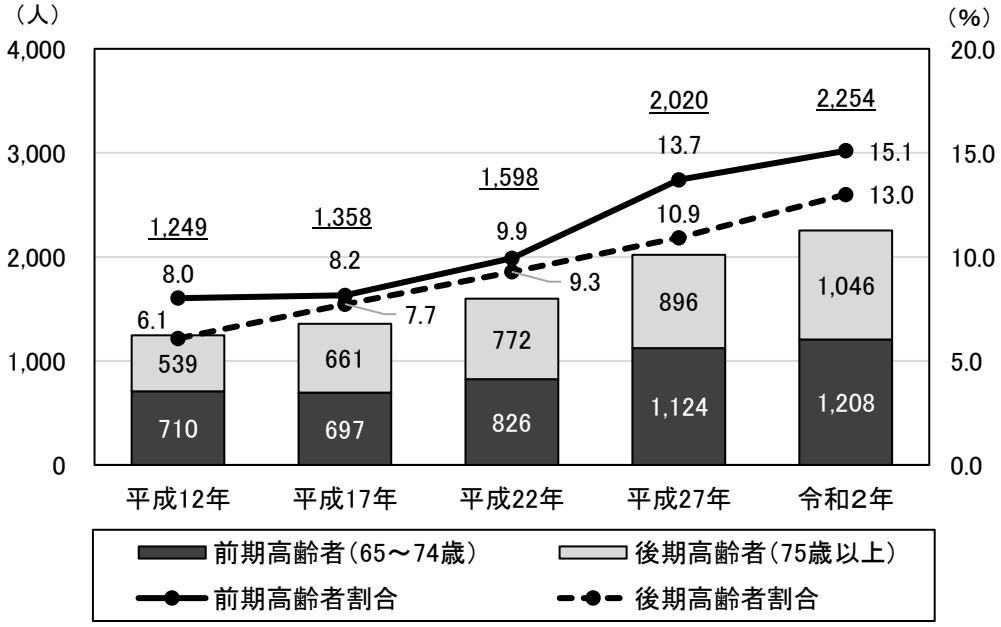

出典：国勢調査

■高齢者のみの世帯数の推移

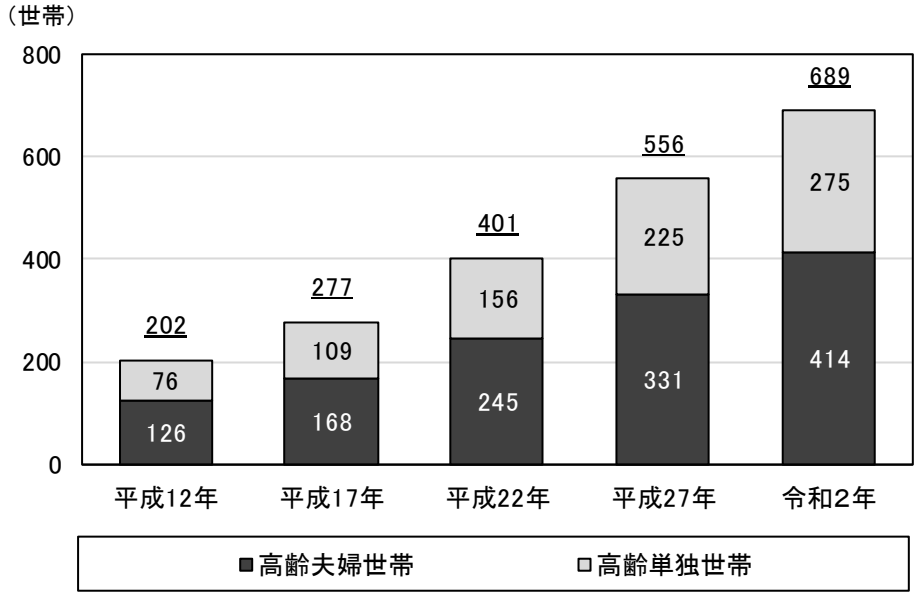

※高齢夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯を指す

出典：国勢調査

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和５年度で 336 人となっています。内訳をみると、要支援１・２及び要介護１のいわゆる軽度者が多くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

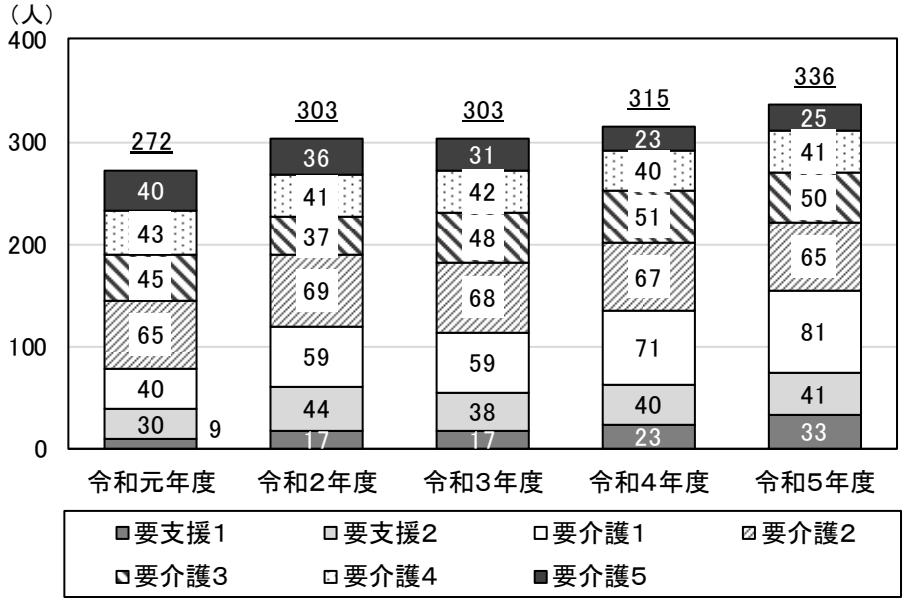

出典：（令和３年度まで）厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
（令和４年度）「介護保険事業状況報告（３月月報）」、
（令和５年度）直近の「介護保険事業状況報告（月報）」（２月末時点）

④　地域ごとの状況

各地区の総人口は、酒倉地区が 2,755 人（33.6%）と最も多く、次いで黒岩地区が 1,680 人（20.5%）となっており、町全体の半数以上の人口がこの２地区に集中しています。

■各地区の総人口の状況

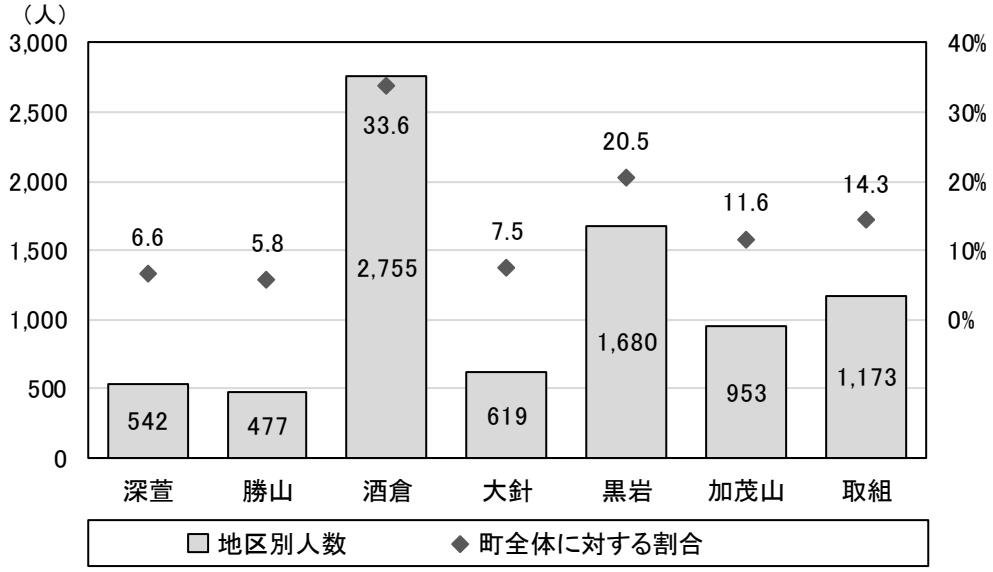

出典：住民基本台帳（令和５年 10 月１日現在）

⑤　地域活動の状況

シニアクラブの会員数は令和元年度以降で減少、加入率も低下しており、令和５年度で会員数 278 人、加入率 11.8%となっています。

■シニアクラブ会員数・加入率の推移

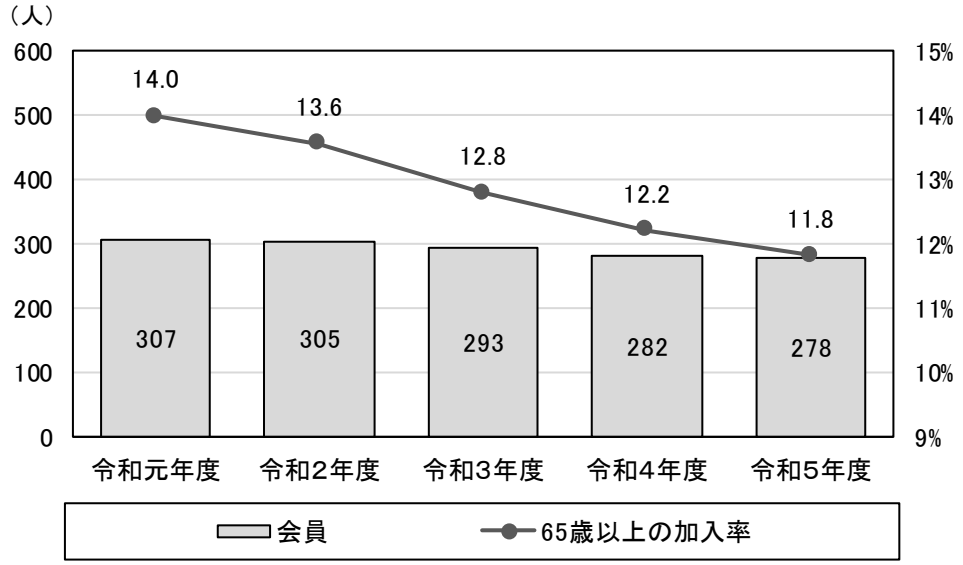

出典：町福祉課

子ども会の会員数は令和３年以降で減少、加入率も低下しており、令和５年で会員数 389 人、加入率 65.7%となっています。

■子ども会会員数・加入率の推移

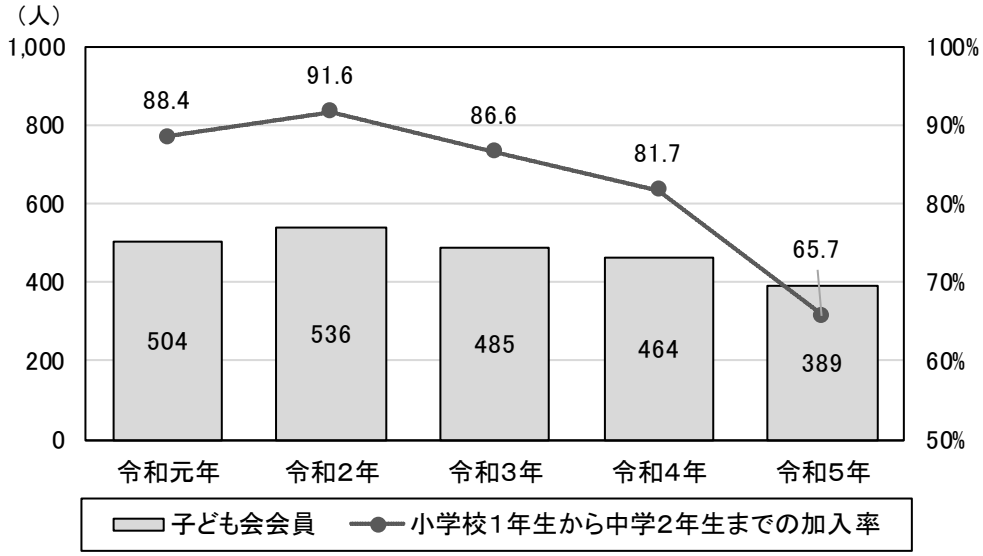

出典：町教育課

民生委員・児童委員の令和５年度の相談・支援件数は、「こどもの地域生活」が 894 件と最も多く、65.6%を占めています。こどもに関する分野は、合わせて７割を超えています。

■民生委員・児童委員の活動状況（相談・支援件数、令和５年度）

分野	相談・支援件数	割合（%）
在宅福祉	2	0.1
介護保険	3	0.2
健康・保健医療	9	0.7
子育て・母子保健	18	1.3
こどもの地域生活	894	65.6
こどもの教育・学校生活	45	3.3
生活費	3	0.2
年金・保険	0	0.0
仕事	0	0.0
家族関係	7	0.5
住居	1	0.1
生活環境	20	1.5
日常的な支援	91	6.7
その他	270	19.8
合計	1,363	100.0

出典：令和５年度民生委員・児童委員活動記録

⑥　特に支援を必要とする人の状況

生活保護世帯・被保護人員は増減しながら推移しており、令和５年度で 13 世帯、被保護人員は 19 人となっています。

■生活困窮者の推移

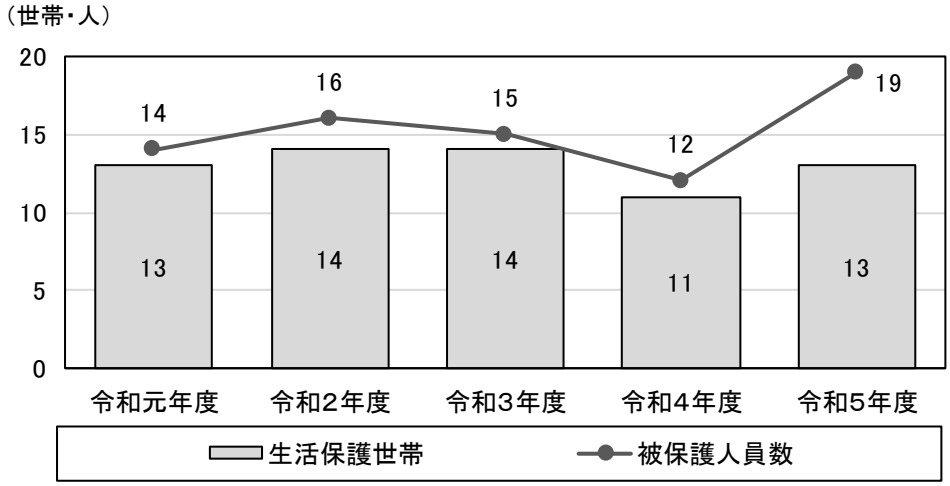

出典：町福祉課

障害者手帳所持者数は、平成 31 年以降 400 人台で推移しており、令和５年で身体障害者手帳所持者が 254 人、療育手帳所持者が 84 人、精神障害者保健福祉手帳が 76 人の合計 414 人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

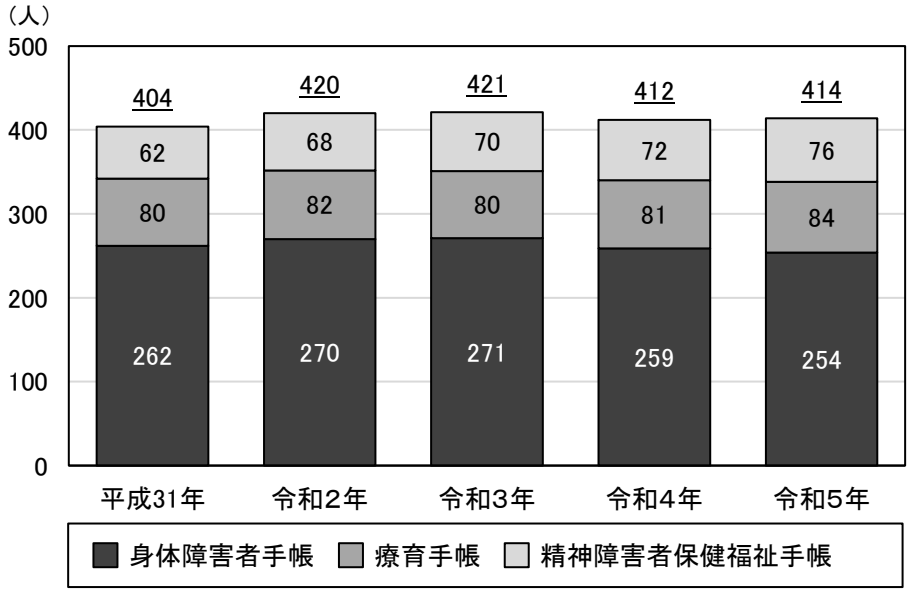

出典：第２期坂祝町障がい者総合支援プラン（各年３月末現在）

虐待の認知件数は平成 31 年度以降で増えており、令和５年度で高齢者虐待は０件であったものの、児童は２件、ＤＶは６件となっています。

■虐待認知件数の推移　　単位:件

	平成 31 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童（小学生・中学生）	0	0	2	13	2
ＤＶ（配偶者・小学生未満）	7	3	3	14	6
高齢者虐待	1	0	2	2	0

出典：教育課、こども課、福祉課

２．地域福祉に関するアンケート調査からみえる状況

①　中学生調査

（１）調査概要

中学２年生を対象に、福祉やまちづくりについての考えや意見を計画策定に活かすことを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査概要

対　　象	中学２年生	調査方法	学校を通じた配布・回収
調査期間	令和６年７月８日～７月 12 日	回収件数／配布数（回収率）	54 件／56 件（96.4%）

（２）調査結果

地域活動や行事への参加状況は、「参加したことがある」が 87.0%、「参加したことがない」が 11.1%となっています。

■地域活動等への参加状況（単数回答）

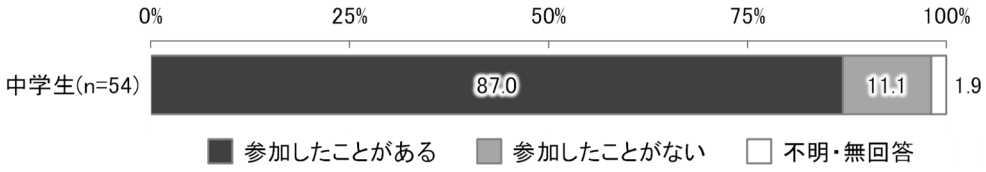

地域活動等へ参加したことがある人のうち、地域活動等の内容は、「町民まつり・公民館まつり・夏まつり・福祉健康フェスティバル」が 91.5%と最も高く、次いで「子ども会活動」が 80.9%、「清掃・美化活動」が 63.8%となっています。

地域活動等へ参加したことがない人のうち、参加したことがない理由は、「参加したくない」が３件、「興味がないから」「その他」がそれぞれ２件となっています。

■参加したことがある地域活動等の内容（複数回答）

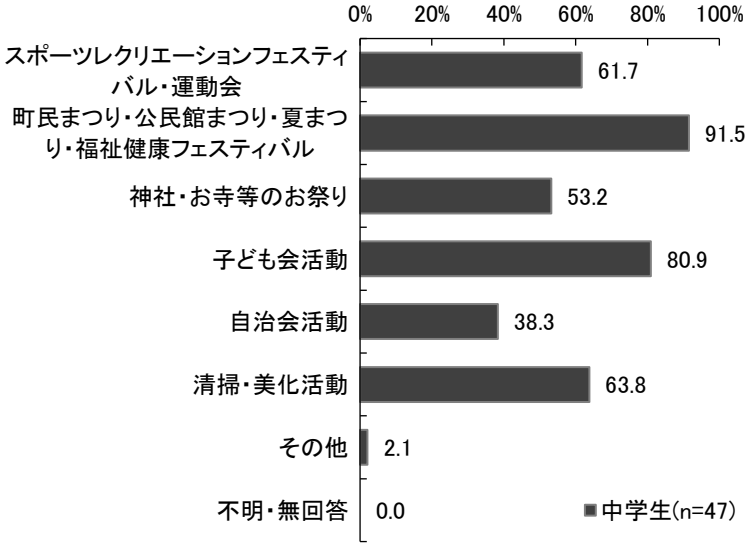

■参加したことがない理由（複数回答）

	中学生(n=６)
1	参加したくない(３件)
2	興味がないから(２件)
3	その他(２件)

地域活動等への参加意向は、「参加したい」が63.0%、「参加したくない」が3.7%、「どちらともいえない」が31.5%となっています。

■地域活動等への今後の参加意向（単数回答）

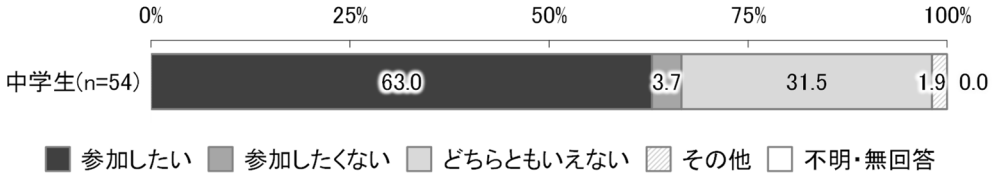

ボランティア活動への参加状況は、「現在参加している」が11.1%、「参加したことがある」が46.3%、「参加したことがない」が42.6%となっています。

■ボランティア活動への参加状況（単数回答）

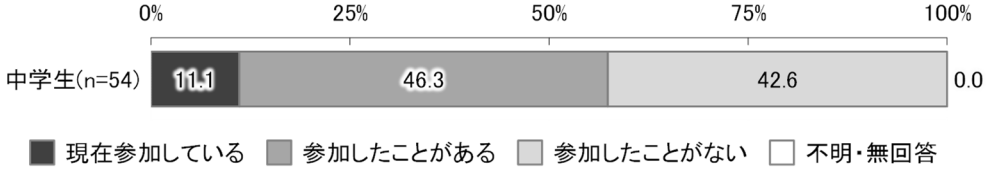

ボランティア活動に参加している人のうち、ボランティア活動の内容は、「清掃・美化活動」が67.7%と最も高く、次いで「募金活動」が35.5%、「子どもを対象とした活動」「スポーツ・文化・芸術などに関係した活動」がそれぞれ32.3%となっています。

ボランティア活動に参加したことがない理由は、「部活動・クラブ活動や塾などで忙しい」が47.8%と最も高くなっています。

■参加しているボランティア活動の内容（複数回答）

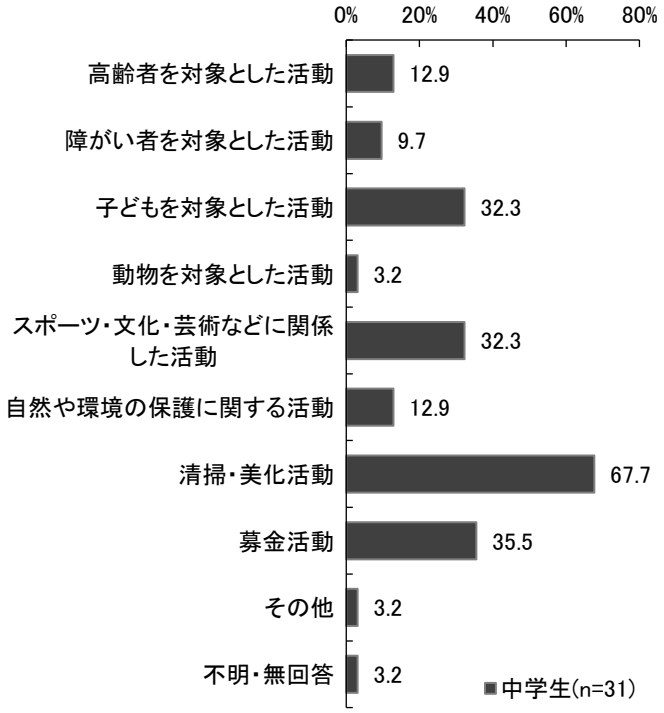

■参加したことがない理由（複数回答）

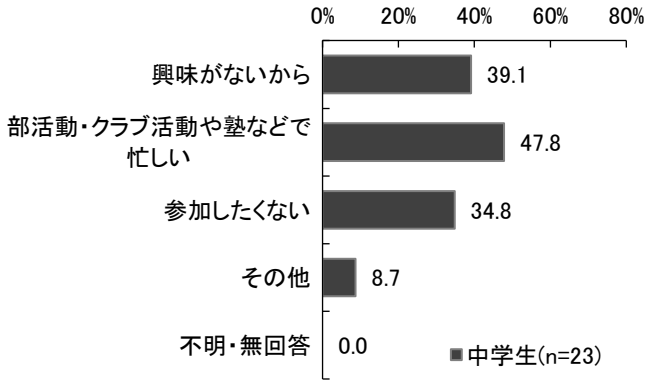

ボランティア活動への参加意向は、「参加したい」が33.3%、「参加したくない」が16.7%、「どちらともいえない」が50.0%となっています。

■ボランティア活動への今後の参加意向（単数回答）

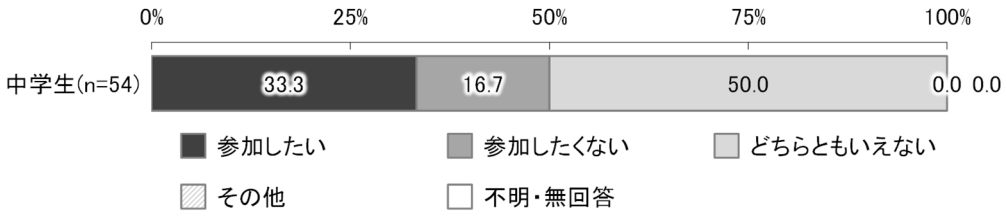

坂祝町の福祉で重点的に取り組むべきものは、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が48.1%と最も高く、次いで「気軽に集まれる場の充実」が38.9%、「金銭的な支援の充実」が29.6%となっています。

■坂祝町の福祉で重点的に取り組むべきもの（複数回答）

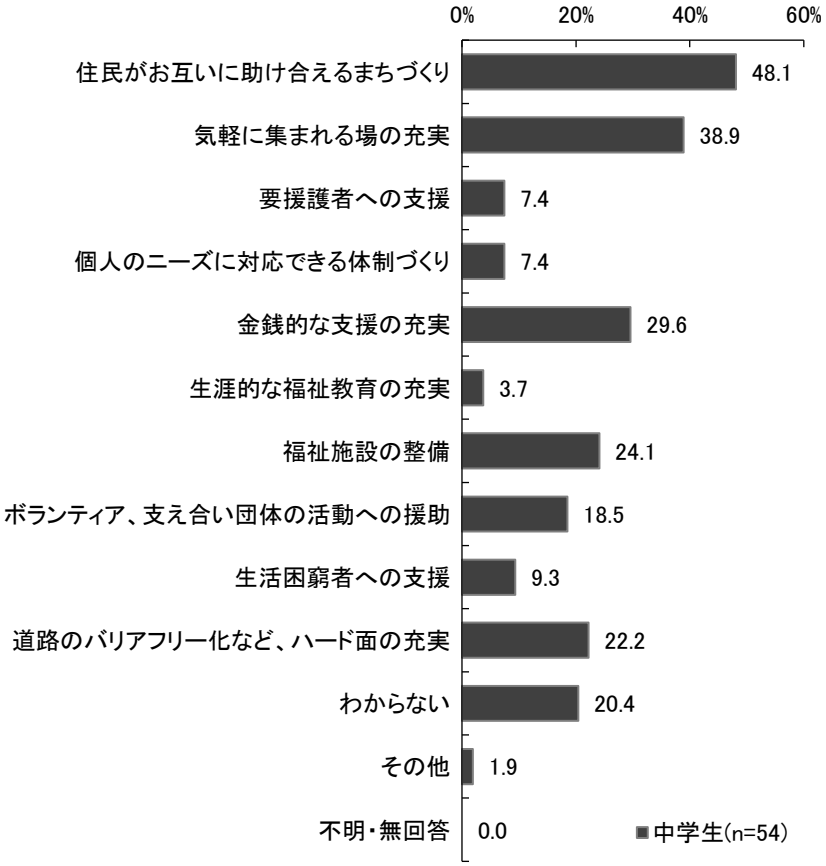

② 団体調査

（1）調査概要

地域福祉に携わる団体を対象に、福祉やまちづくりについての考えや意見を計画策定に活かすことを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査概要

対　　象	地域福祉に携わる団体	調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和６年６月 18 日～７月 25 日	回収件数／配布数 （回収率）	21 件／23 件（91.3%）

（2）調査結果

団体の構成員の人数は、「10 人以下」が 52.4%と最も高く、次いで「11～20 人」が 19.0%、「21～30 人」「31 人以上」がそれぞれ 14.3%となっています。

団体の構成員の平均年齢は、「70 歳代」が 71.4%と最も高く、次いで「60 歳代」が 14.3%、「50 歳代」が 9.5%となっています。

■構成員の人数（数量回答）

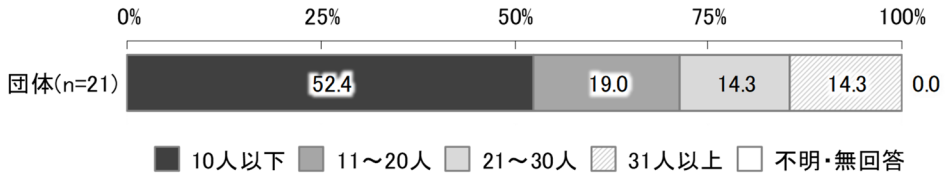

■構成員の平均年齢（数量回答）

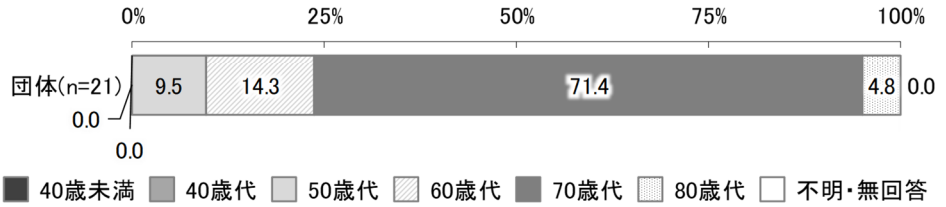

おおよそ５年前と比較した構成員人数の変化は、『増えた』（「大幅に増えた」「やや増えた」の合算）が 14.3%、「ほとんど変わらない」が 28.6%、『減った』（「やや減った」「大幅に減った」の合算）が 57.1%となっています。

■構成員人数の変化（単数回答）

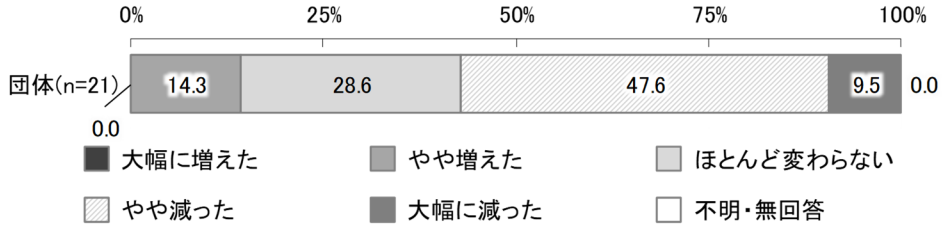

団体の活動範囲は、「坂祝町の一部」が 38.1%、「坂祝町の全域」が 47.6%、「坂祝町近隣市町村など、広域で活動」が 14.3%となっています。

■活動範囲（単数回答）

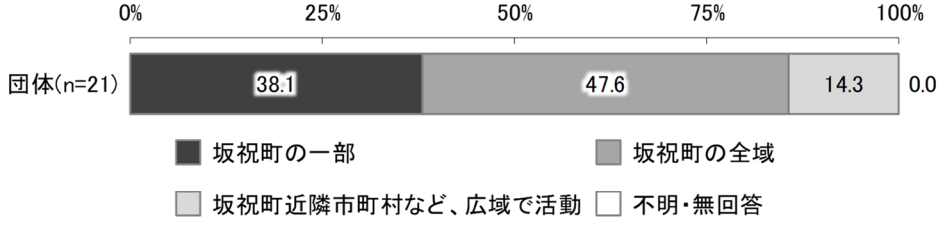

団体の現在の活動上の課題は、「新規メンバーの加入が少ない」が 71.4%と最も高く、次いで「メンバーに世代などの偏りがある」が 23.8%、「活動がマンネリ化している」「その他」がそれぞれ 19.0%となっています。

■活動上の課題（複数回答）

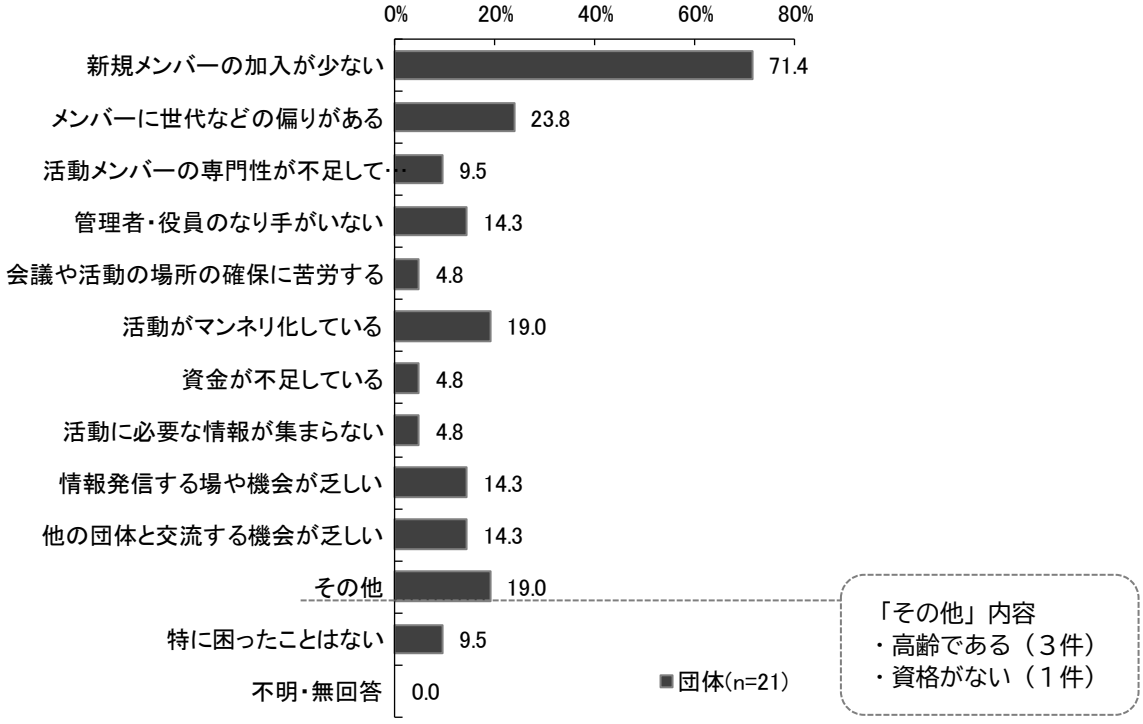

■町・社協に求める活動支援の内容（抜粋）

	団体(n=21)
1	聴覚障がい者の情報を教えていただけるといいと思う。
2	こども達に郷土のまつり、おはやしを伝承できる体制づくりを進めてほしい。
3	今年度も助成していただいた「ボランティア活動応援助成金」の助成を続けてほしい。
4	団体の活動を、介護をしておられる方、介護の現場で働く方々に周知して頂き、「話し相手のおばさん」くらいの気軽さで利用して頂けるよう働きかけてもらいたい。
5	今後も「すまいるひろば」が地域に根づき、外国籍の子の方ばかりではなく不登校や学習に悩んでいるこどもたちにぬくもりや安心感を与えられるような活動の場となるよう努めていくためにも、社協さんとの連携を大切にしていきたい。
6	社協の方々、特に高齢者と日頃から接してみえる民生委員からの依頼も受けたい。

坂祝町の福祉で重点的に取り組むべきものは、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が76.2%と最も高く、次いで「ボランティア、支え合い団体の活動への援助」が47.6%、「気軽に集まれる場の充実」「要援護者への支援」がそれぞれ23.8%となっています。

■坂祝町の福祉で重点的に取り組むべきもの（複数回答）

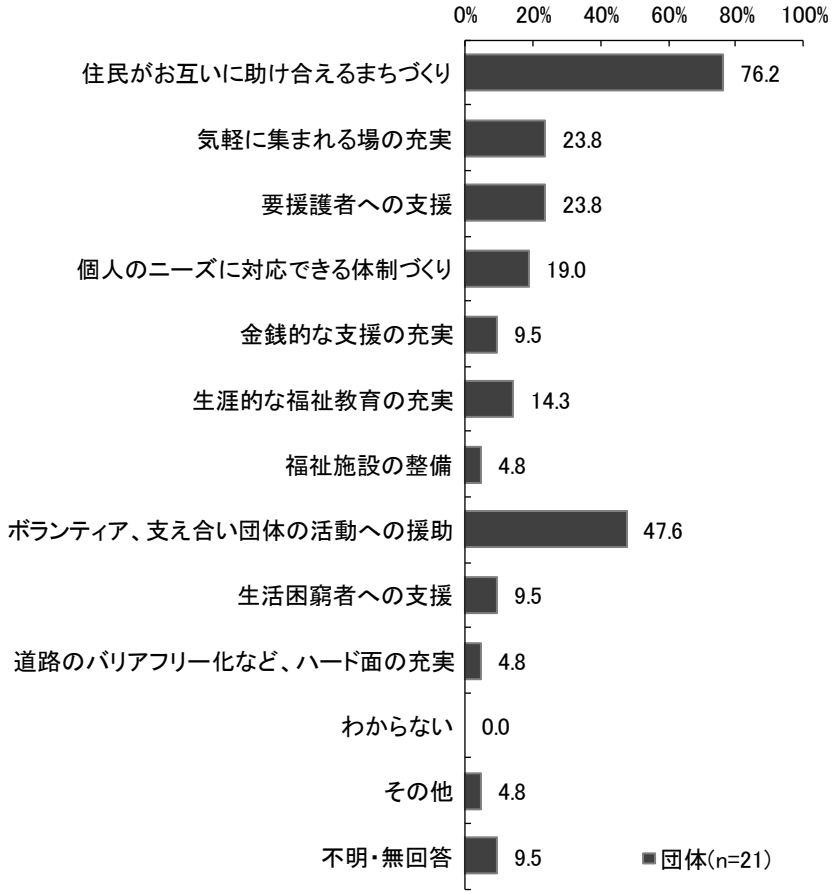

他の組織・団体との連携の有無は、「連携がある」が 38.1%、「連携はない」が 42.9%となっています。

■他の組織・団体との連携の有無（単数回答）

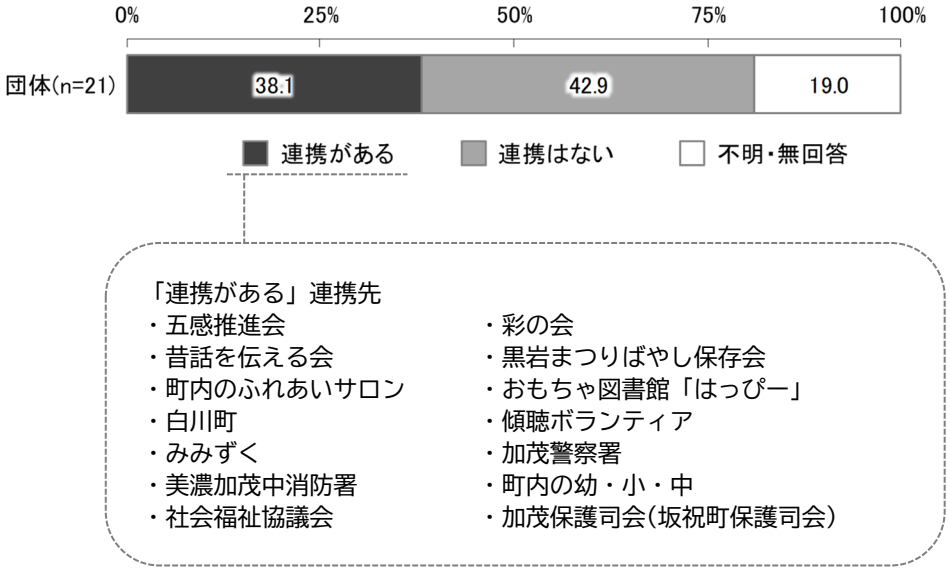

3．関連計画策定時のアンケート調査からみえる状況

地域福祉計画は、福祉分野の幅広い取組を総合的に推進することが求められます。その中で、調査対象となり得る町民や調査設問が重複することを回避しつつ、関連計画の策定に係る調査結果を有効活用するといった観点から、関連計画の調査結果を再分析することにより、現状を把握しました。

①　高齢者調査

（1）調査概要

介護認定を受けていない 65 歳以上の方及び要支援認定を受けている方の一部を対象に、介護予防をはじめとした健康に関するニーズや生きがいづくりに関する実態等を把握することを目的として実施しました。

■調査概要

報告書名	第９期坂祝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査【結果報告書】（令和５年３月、坂祝町）
対　　象	要介護認定を受けていない 65 歳以上の人・要支援認定を受けている人
調査方法	郵送配布・回収（一部ＷＥＢ回答）
調査期間	令和５年１月 10 日～１月 24 日
回収件数／配布数（回収率）	1,405 件／1,955 件（71.9%）

（２）調査結果

ボランティア活動等へ『参加している』(「週４回以上」「週２～３回」「週１回」「月１～３回」「年に数回」の合算）は、「町内会・自治会」が 38.8%、「収入のある仕事」が 30.3%と、他の活動等と比べて高くなっています。

■参加している地域活動・グループ（単数回答）

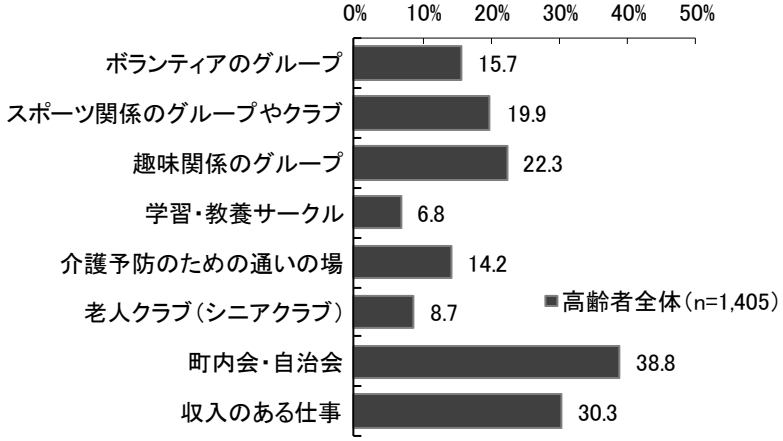

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、全体で「そのような人はいない」が 37.3%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が 29.0%、「地域包括支援センター・役場」が 18.1%となっています。

性別でみると、男性、女性ともに「そのような人はいない」がそれぞれ 40.3%、35.2%と最も高くなっています。

■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）

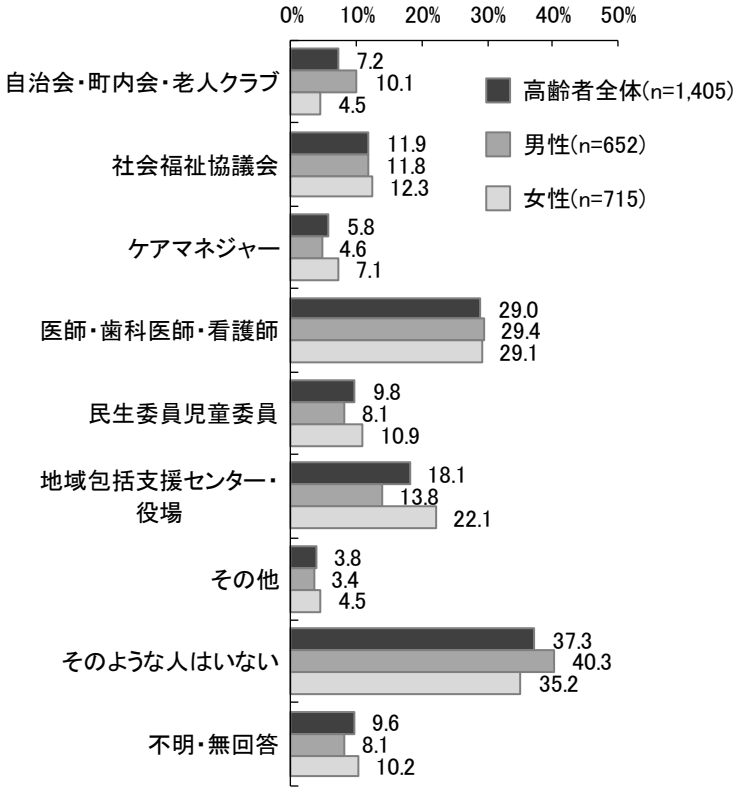

日常生活自立支援事業及び成年後見制度の内容の認知度は、「両方とも知らない」が55.1%と最も高く、次いで「「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」両方とも知っている」が19.3%、「「成年後見制度」のみ知っている」が13.2%となっています。

■日常生活自立支援事業及び成年後見制度の認知度（単数回答）

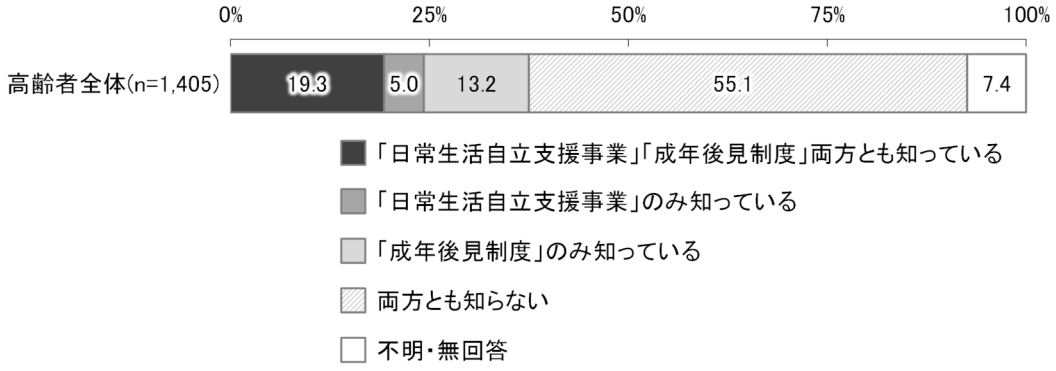

近所付き合いは、全体で「立ち話をする程度」が42.2%と最も高く、次いで「あいさつをする程度」が26.0%、「親しく付き合っている」が22.0%となっています。

年齢別でみると、65～89歳にかけて、年齢が高くなるほど「親しく付き合っている」が高くなる傾向があります。

■普段の近所の人との付き合いの程度（単数回答）

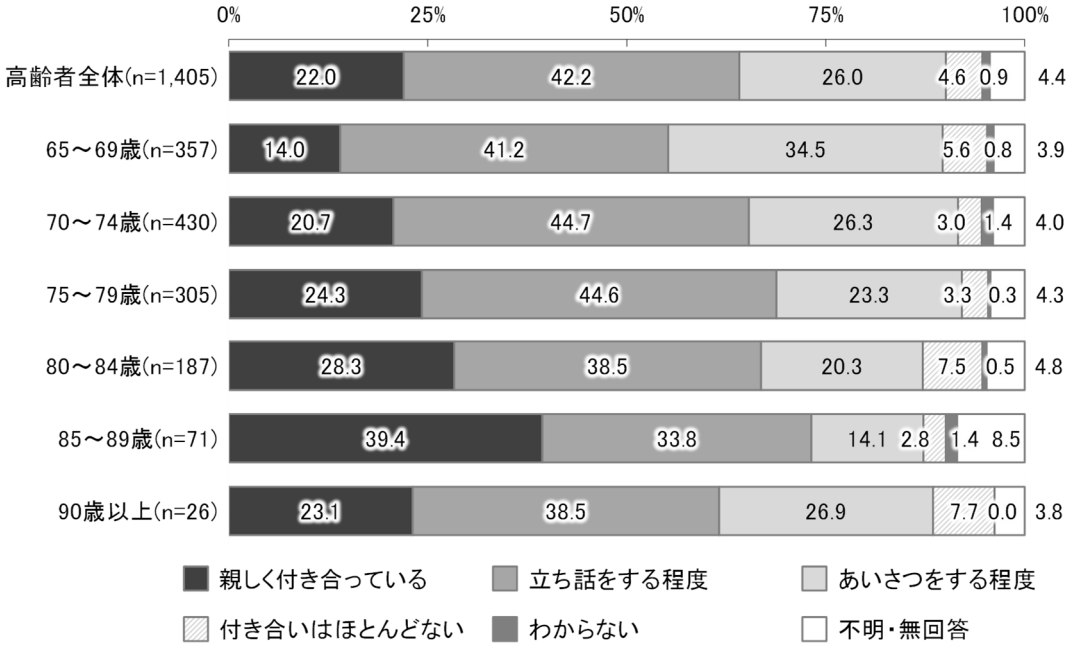

居住地域でのつながりを感じるかは、全体で『感じる』(「とても感じる」「少し感じる」の合算）が 51.2%、『感じない』(「あまり感じない」「感じない」の合算）が 36.0%、「わからない」が 8.4%となっています。

■居住地域のつながりの程度（単数回答）

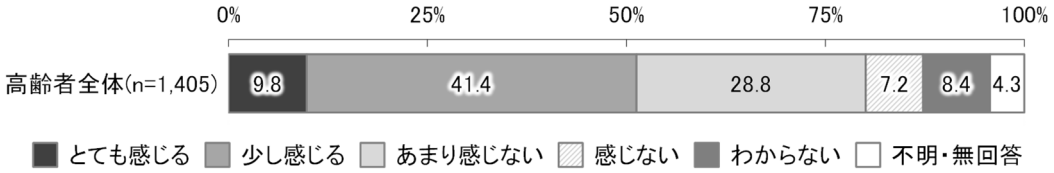

ひとり暮らし高齢者など困っている世帯へできることは、全体で「日頃の声かけ・見守り」が 58.6%、「話し相手」が 36.3%、「災害時などの緊急時の支援」が 18.1%となっています。

性別でみると、男性、女性ともに「日頃の声かけ・見守り」がそれぞれ 55.8%、62.2%と最も高くなっています。なお、男性で「災害時などの緊急時の支援」が 27.9%と、女性と比べて 18.5 ポイント高くなっています。また、女性で「話し相手」が 41.4%と、男性と比べて 10.1 ポイント高くなっています。

■困っている世帯に対してできること（複数回答・上位５位）　※カッコ内は割合（%）

	高齢者全体(n=1,405)	男性(n=652)	女性(n=715)
1	日頃の声かけ・見守り(58.6)	日頃の声かけ・見守り(55.8)	日頃の声かけ・見守り(62.2)
2	話し相手(36.3)	話し相手(31.3)	話し相手(41.4)
3	災害時などの緊急時の支援(18.1)	災害時などの緊急時の支援(27.9)	買い物(15.9)
4	特にない(16.8)	特にない(20.2)	特にない(13.7)
5	買い物(12.2)	買い物(8.4)	ゴミ出しや掃除などの家事(9.8)

②　障がい者調査

（1）調査概要

町内在住の障害者手帳所持者を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握することを目的として実施しました。

■調査概要

報告書名	第２期坂祝町障がい者総合支援プラン策定にかかるアンケート調査【結果報告書】（令和６年３月、坂祝町）
対　　象	町内在住の障害者手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和５年７月 10 日～７月 28 日
回収件数／配布数（回収率）	209 件／443 件（47.2%）

（２）調査結果

外出時に困っていることは、身体障がい、知的障がいで「一人では外出できない」が 33.8%、32.1%、精神障がいで「公共交通機関が少ない」「一人では外出できない」がそれぞれ 26.5%と、最も高くなっています。なお、知的障がい、精神障がいで「困ったときにどうすればいいのか心配」がそれぞれ２割以上と、上位になっています。

■外出時に困っていること（複数回答・上位５位）　※カッコ内は割合（%）

	身体障がい(n=130)	知的障がい(n=28)	精神障がい(n=34)
1	一人では外出できない(33.8)	一人では外出できない(32.1)	公共交通機関が少ない(26.5) 一人では外出できない(26.5)
2	道路や駅に階段や段差、障害物が多い(20.8)	公共交通機関が少ない(25.0)	
3	困ることはない(20.0)	困ったときにどうすればいいのか心配(21.4)	困ったときにどうすればいいのか心配(23.5)
4	公共交通機関が少ない(16.2)	困ることはない(17.9)	歩道がない道路に危険を感じる(17.6) 周囲の目が気になる(17.6) 困ることはない(17.6)
5	電車やバスなどの乗り降りが困難(15.4)	外出にお金がかかる(14.3) その他(14.3)	

普段、悩みや困った事を相談する相手は、いずれの障がいにおいても「家族や親せき」が最も高くなっており、それぞれ身体障がいで 67.7%、知的障がいで 75.0%、精神障がいで 52.9%となっています。なお、いずれの障がいにおいても「施設の職員など」が上位となっていますが、特に精神障がいでは 35.3%と高くなっています。

■普段の相談相手（複数回答・上位５位）　※カッコ内は割合（%）

	身体障がい(n=130)	知的障がい(n=28)	精神障がい(n=34)
1	家族や親せき(67.7)	家族や親せき(75.0)	家族や親せき(52.9)
2	友人・知人(26.9)	施設の職員など(17.9)	施設の職員など(35.3)
3	施設の職員など(18.5)	友人・知人(14.3)	友人・知人(29.4)
4	かかりつけ医や看護師(17.7)	計画相談支援事業所の相談支援専門員(14.3)	計画相談支援事業所の相談支援専門員(14.7)
5	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー(7.7) 相談することはない(7.7)	保育所や幼稚園、学校の先生(14.3)	保育所や幼稚園、学校の先生(8.8) 家族や親せき(8.8)

成年後見制度の認知度は、いずれの障がいにおいても「知らない」が最も高くなっており、それぞれ身体障がいで36.9%、知的障がいで64.3%、精神障がいで44.1%となっています。なお、いずれの障がいにおいても、「知っている」は２割未満となっています。

■成年後見制度の認知度（単数回答）

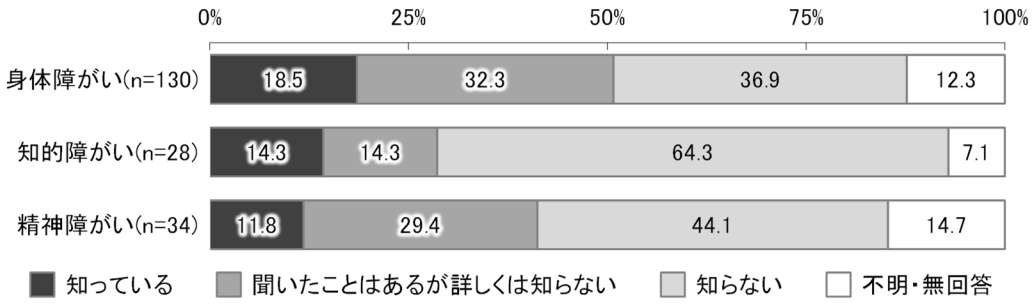

災害時に困ることは、身体障がい、精神障がいで「投薬や治療が受けられない」が48.5%、58.8%、知的障がいで「周囲とコミュニケーションがとれない」が42.9%と、それぞれ最も高くなっています。なお、いずれの障がいにおいても、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がそれぞれ４割前後と、上位になっています。

■災害時に困ること（複数回答・上位５位）　※カッコ内は割合（%）

	身体障がい(n=130)	知的障がい(n=28)	精神障がい(n=34)
1	投薬や治療が受けられない(48.5)	周囲とコミュニケーションがとれない(42.9)	投薬や治療が受けられない(58.8)
2	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安(44.6)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安(35.7)	安全なところまで、迅速に避難することができない(35.3)
3	安全なところまで、迅速に避難することができない(43.8)	集団での生活が困難（パニックに陥るなど）(35.7)	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安(35.3)
4	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる(19.2) 食事についての不安(19.2)	安全なところまで、迅速に避難することができない(28.6)	集団での生活が困難（パニックに陥るなど）(32.4)
5		救助を求めることができない(21.4) 特になし(21.4)	周囲とコミュニケーションがとれない(26.5) 食事についての不安(26.5)

③　子育てニーズ調査、こども・若者調査

（1）調査概要

町内の未就学・小学生のこどもをもつ保護者、13～29 歳の町民を対象に、坂祝町の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、並びにこども・若者の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。

■調査概要

報告書名	坂祝町の子ども・子育て支援及び子ども・若者の意識や生活に関する アンケート調査報告書【結果報告書】（令和６年３月、坂祝町）		
区分	ニーズ調査		こども・若者調査
	未就学児童調査	小学生児童調査	こども・若者の 意識や生活に関する調査
対　　象	未就学のこどもをもつ 保護者	小学生のこどもをもつ 保護者	13 歳～29 歳の町民
調査方法	郵送配布・回収（一部ＷＥＢ回答）		
調査期間	令和６年３月８日～令和６年３月 21 日		
回収数／配布数 （回収率）	133 件／317 件 （42.0%）	127 件／314 件 （40.4%）	272 件／1,323 件 （20.6%）

（2）調査結果

居住地域や近所にこどもの世話や看病で頼れる人の有無は､｢いる｣が未就学児童で 54.9%、小学生児童で 48.0%、「いない」が未就学児童で 29.3%、小学生児童で 24.4%となっています。また、「そのことでは人に頼らない」が未就学児童で 15.0%、小学生児童で 26.0%となっています。

■ニーズ調査｜居住地域や近所にこどもの世話や看病で頼れる人がいるか（単数回答）

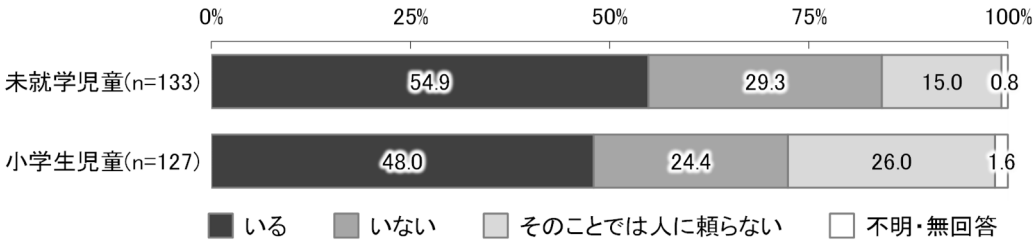

子育てに関して、気軽に相談できる人（場所）がいる（ある）人のうち、その具体的な人（場所）は、「配偶者（妻または夫）」が未就学児童で 90.3%、小学生児童で 87.3%と最も高く、次いで「友人や知人」が未就学児童で 74.2%、小学生児童で 74.5%となっています。

■ニーズ調査｜教育を含む子育てをする上で気軽に相談できる人や場所（複数回答・上位５位）

※カッコ内は割合（%）

	未就学児童(n=124)	小学生児童(n=110)
1	配偶者（妻または夫）(90.3)	配偶者（妻または夫）(87.3)
2	友人や知人(74.2)	友人や知人(74.5)
3	別世帯の親族(60.5)	別世帯の親族(63.6)
4	職場の人(26.6)	職場の人(40.0)
5	配偶者以外の同居の親族(22.6)	学校の先生(36.4)

悩みや不安を感じた時の相談相手は、「友人・知人」が 63.6%と最も高く、次いで「親」が 62.5%、「恋人や配偶者」が 24.6%となっています。

■こども・若者調査｜悩みや不安を感じた時の相談相手（複数回答）　※カッコ内は割合（%）

	13～29 歳(n=272)
1	友人・知人(63.6)
2	親(62.5)
3	恋人や配偶者(24.6)
4	兄弟姉妹(20.6)
5	学校の先生／職場の同僚や上司(各 8.8)

地域活動や行事への参加頻度は、『参加している』(「よく参加している」「ときどき参加している」の合算）が 46.4%、「まったく参加していない」が 52.9%となっています。

■こども・若者調査｜地域活動等への参加状況（単数回答）

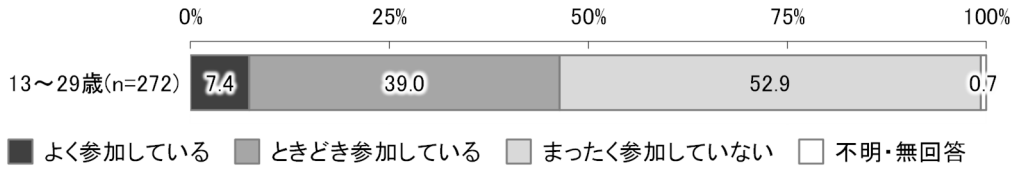

地域の人に見守られていると感じるかは、『感じる』(「とても感じる」「どちらかといえば、感じる」の合算）が 53.3%、『感じない』(「どちらかといえば、感じない」「感じない」の合算）が 45.6%となっています。

■こども・若者調査｜地域に見守られていると感じるか（単数回答）

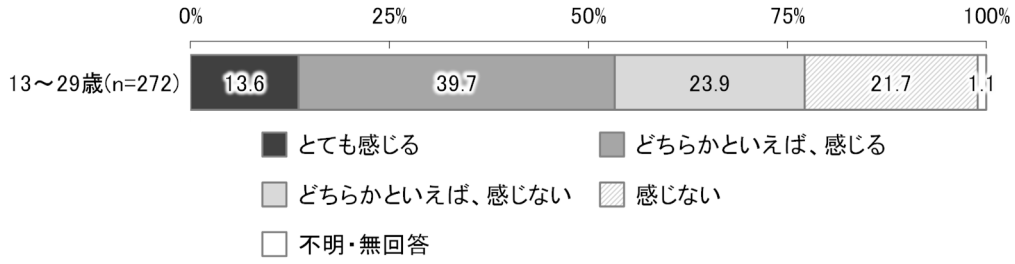

４．第３期計画の評価

前回計画の進捗状況を把握するため、４つの基本目標を構成する各施策について、担当課による評価を行いました。

「基本目標３　適切な支援につなぐ仕組みづくり」「基本目標４　安心で健やかな暮らしづくり」は７割以上が「Ａ（計画どおり進行中)」となっていますが、「基本目標１　福祉の意識づくり」「基本目標２　支え合いの地域づくり」は「Ｂ（概ね計画どおりだが、一部未実施)」が高くなっています。

■前回計画の進捗状況

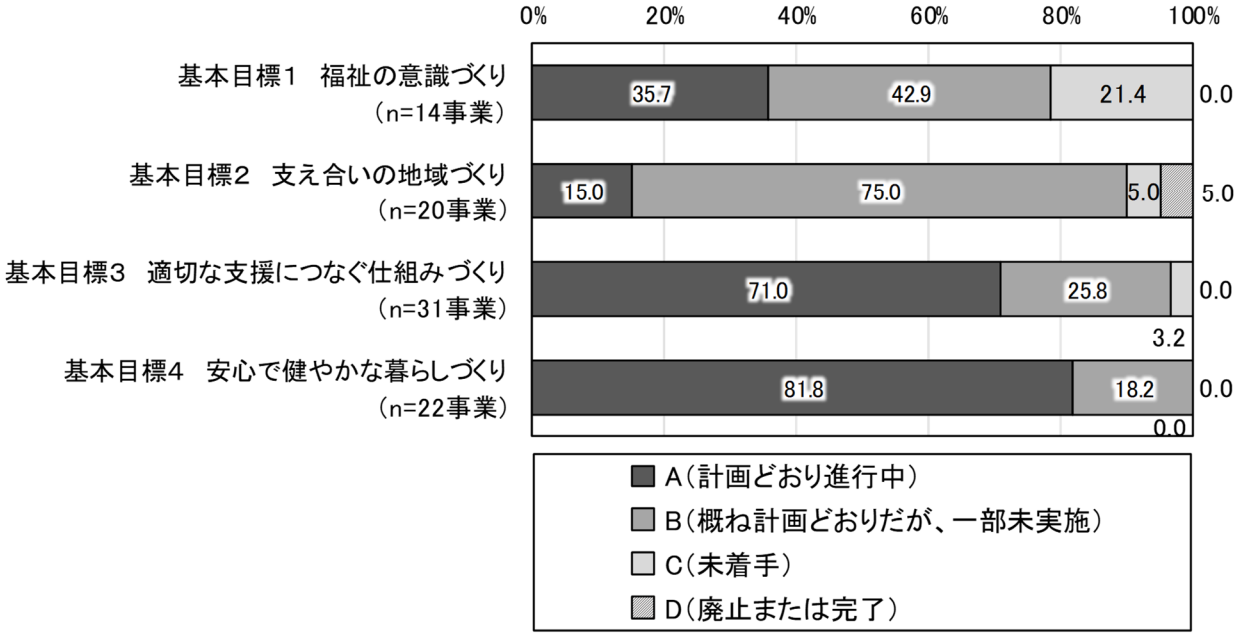

基本目標１　福祉の意識づくり

（１）地域福祉に対する理解の促進

・地域福祉の理解促進に向け、広報やホームページに加え、ＳＮＳなどを活用した福祉への意識の啓発を行ってきましたが、投稿の継続性や視聴数に課題があるため、効果的な手段を改めて検討していく必要があります。
・平成９年度以降、福祉イベントを継続して開催してきましたが、新型コロナウイルスの蔓延により令和元年度以降中止となり、令和４年度に廃止されました。今後は、形を変えてのイベント実施の検討が必要です。
・福祉学習を継続して実施していますが、学校における福祉学習プログラムの作成は未着手となっており、今後は、学校地域との連携により、「学び・気づき」と「活動・交流」を一体化し、「リフレクション（振り返り）」を軸に循環させながら、こどもが実践に参加する機会を促進することによって、大人と共に育ち・支え合える地域づくりを目的とした福祉共育（ともいく）を推進していく必要があります。
・生涯学習において福祉を推進する講座が少なく、新たな講座の検討が必要です。
・町内の団体・事業所における福祉講座の開催は、要請がなかったため、効果的な周知方法の検討が必要です。

（２）福祉を知る機会の提供

・近所付き合いの促進として自治会への加入促進を図ってきましたが、加入率が低下しているため、様々な場面でのさらなる呼びかけが必要です。
・メールや広報紙により、地域交流に関する情報発信を行ってきましたが、今後は若年層へリーチするためにも、既存のＳＮＳ等の活用が求められます。
・地区公民館や総合福祉会館「サンライフさかほぎ」、ふれあいサロン、放課後児童クラブ等により、多世代交流の場を整備しています。今後は具体的な交流機会の充実が必要です。

基本目標２　支え合いの地域づくり

（１）地域を支える人材の育成と活動への支援

・ボランティアの活動の担い手となる人材の育成に向けて開催していたボランティア交流会は、新型コロナウイルスの蔓延による中止を経て令和５年度に再開しました。今後は人材の発掘を含めたボランティア交流会の新たな開催形態について検討を進める必要があります。
・認知症サポーター養成講座を継続して実施してきましたが、今後はキャラバンメイトの育成・スキルアップにつなげる方法の検討が必要です。
・人材の資質向上に向けた地域福祉の研修は、Ｚｏｏｍを使用した開催など、幅を広げて実施してきましたが、ボランティアに対する研修機会を増やしていく必要があります。

・地域福祉活動への支援として、ボランティア団体への支援や活動場所の確保、情報発信を行ってきましたが、今後は支援の実施主体をボランティアセンター機能へ一本化することを見据え、効果的な支援方法の検討が必要です。

（２）地域福祉の推進体制の確立

・地域で活動する地域支え合い団体活動への支援を行ってきましたが、新型コロナウイルスの蔓延により活動状況の差が生じているため、効果的な支援の検討が求められます。
・坂祝町高齢者等見守りネットワークや生活支援コーディネーター―により、地域内での見守り活動を行っています。さらに効果的に活用していけるよう、体制の改善が必要です。
・社協を取り巻く環境は厳しさを増しており、専門職員の採用・配置・人材育成や、活動資金の獲得など法人の持続可能な経営基盤の強化が求められています。

基本目標３　適切な支援につなぐ仕組みづくり

（１）包括的な支援体制の整備

・高齢者・障がい者・子育て家庭それぞれに対する相談支援や心配ごと相談所の開設を行っており、今後はさらに各相談窓口の連携体制の充実、相談支援の周知・啓発が求められます。また、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などにより、地域での相談支援を行っていますが、人手不足、後継者不足、質の向上等の課題への対策を検討していく必要があります。
・ひとり親家庭のニーズを把握し、支援内容の検討していく必要があります。

（２）困難を抱えた人への支援の充実

・切れ目のない支援を提供できるよう、重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業に取り組んでおり、地域包括ケアシステムを推進しています。今後は重層的支援体制を確立し、制度の狭間にある人、様々なケースへのさらなる対応を進める必要があります。
・社会参加と生きがいづくりとして、チャレンジ就労体験事業等による就労支援、シニアクラブの活動促進に努めています。今後は本町でも課題となっているひきこもりへの対策を含めた支援が求められます。
・誰もが権利を守られるよう、成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知・啓発や権利擁護支援のためのネットワークづくり、市民後見人の育成を行っています。成年後見制度や市民後見人については活用促進を図るため、さらなる周知・啓発が求められます。
・虐待防止体制充実のため、関係機関で連携したり、こども家庭センターを設置しています。
・再犯防止のため、「社会を明るくする運動」を通じて住民理解を深めています。今後は再犯防止計画に沿って取組の推進していく必要があります。
・生活困窮者に対し、相談支援や経済的支援を通じて支援を行っています。

基本目標４　安心で健やかな暮らしづくり

（１）防災・防犯対策の推進

・災害時に備えて、地域防災計画や防災マップの作成、避難訓練の実施に取り組んでいます。今後は、避難行動要支援者の個別プラン・名簿の更新を定期的に行い、関係者・関係機関との連携を深めていくことが求められます。
・災害時の福祉避難所の指定や協定は進めていますが、収容人数や１次避難所との連携など、具体的な受け入れ態勢の整備を進める必要があります。また、職員が主体の災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施していますが、住民が主体の運営方法や協力体制についての検討が必要です。
・地域の防犯力の向上に向け、広報やホームページによる情報提供、地域見守り活動、防犯灯・防犯カメラの設置、空き家の管理を行っています。

（２）心身の健康づくりの推進

・健康づくり活動の普及・啓発や各種健診・検診の受診促進を計画どおり進めており、今後もライフステージに応じた健康づくりの推進が求められます。
・こころの健康を維持するためのこころの健康相談を実施し、うつ病予防に努めています。今後は、ネット相談等、相談しやすい方法の検討が求められます。
・歯の健康維持のため、血糖値が高い人を対象に個別の受診勧奨を行っています。
・食育の推進のため、情報発信や講座・教室、体験機会の提供を行っています。教育機会は年代によって異なるため、今後も継続して食育を推進しつつ、ライフステージごとのアプローチの検討が必要です。

５．坂祝町における主要課題

課題１　地域のつながりによる地域力の強化

中学生調査では、「地域活動に参加したことがある」と答えた方は９割近くなっている一方で、13～29 歳を対象としたこども・若者調査では５割以下にとどまっており、義務教育を卒業したタイミングで地域とつながる機会が減少していることが伺えます。また、高齢者へのアンケート調査では、近所の人と「親しく付き合っている」と答えた方は年代が低くなるほど少なくなっており、若い世代ほど地域のつながりが希薄化しています。

本町では、シニアクラブや子ども会加入率は継続して減少しています。直近では若年層の年少人口・生産年齢人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込み、地域力を強化していくことが求められます。

課題２　地域福祉を担う人材の育成

中学生調査では、「地域活動に参加したことがある」と答えた方は９割近い一方で、「ボランティア活動に参加している・したことがある」と答えた方は５割程度となっています。地域福祉に関わる団体へのアンケートにおいても、構成員の平均年齢が 70 歳代以上の団体が７割となっており、活動上の課題としては「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く挙げられています。人口減少・高齢化が進み、今後公的サービスの拡充のみでは問題に対応しきれなくなることが懸念されるため、若年層を中心として住民への地域活動の参画を促進することで新たな担い手を確保し、地域福祉活動を活性化していくことが求められます。

課題３　多様化する課題への対応

近年、地域福祉に関する課題が多様化・複合化しており、現行の法律で定められた福祉制度では対応しきれない、制度の狭間の問題への対応が求められています。本町においても、ひとり親家庭を含む生活困窮者や障がい児・者、虐待、ひきこもり等への対応が求められています。

複合的な問題を抱える住民に対して適切な支援を提供することができるよう、各主体の活動を支援するとともに、それぞれの活動をつなぐネットワークを構築し、行政の福祉サービスにおいても分野横断的な連携を進めていくことが必要です。

課題４　緊急時の支援体制強化

地域福祉に関する団体へのアンケートでは、自由意見として災害時への対応に関する心配の声、日頃からの準備の必要性についての意見が多く挙げられています。本町では、後期高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者の割合も増加しており、今後、緊急時や災害時に支援が必要な住民は増加していくことが想定されます。近年、自然災害も多発していることから、災害時も含む緊急時の迅速な対応に向け、それぞれの地域にあった地域ぐるみの支援体制の構築が求められます。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

本町では、最上位の計画である「坂祝町第７次総合計画」において、将来像として「新しい風を力に 魅力にあふれ 住み心地のよいまち さかほぎ」を掲げています。これを踏まえて、本町の魅力を活かし、住民一人ひとりが地域と関わることで、元気で活気のある、住民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めています。

一方で、地域が抱える課題は、社会環境の変化に伴い、ますます多様化しています。これらの地域生活課題を解決するためには、行政のサービス提供だけでは十分ではなく、住民や地域、ボランティア、事業者など、各主体が自らの役割を認識し、連携・協働することが重要です。さらに、近年本町では若年層の人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込むとともに、こどもから高齢者まで多様な世代が互いに関わり合い、助け合うことで、地域力を一層強化していくことが求められます。

以上を踏まえ、本町では、すべての住民が地域生活課題への理解を深め、世代を超えて尊重し合い、支え合うこころを持って課題を解決することにより、住民一人ひとりが自分らしく過ごすことができ、住み続けたいと思うまちを目指すこととし、以下のような基本理念を掲げます。

２．基本目標

基本目標１　世代を超えて支え合う地域づくり

地域福祉を推進するためには、顕在化しない小さな地域の困りごとや支援を必要としている人に、地域で気づき、支え合い、助け合える環境が必要です。地域における交流機会を提供するとともに、地域福祉活動を推進することで、「顔のみえる関係」をつくり、地域のきずなを深めます。

基本目標２　地域福祉を支える人づくり

福祉のまちづくりの実現には、住民一人ひとりが地域での様々な困りごとを「自分自身のこと」として意識し、地域の課題を身近なものとして捉えることが重要です。住民がともに支え合う地域をつくるため、様々な機会を活用して地域福祉の必要性についての周知啓発を進め、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。あわせて、地域で福祉活動を行っている団体に対する活動支援に取り組みます。

基本目標３　適切な支援につなぐ仕組みづくり

地域の中では、こどもから高齢者、障がいのある人やない人、様々な国籍の人などが暮らしており、多種多様な福祉課題が存在しています。また、生活困窮者、権利擁護が必要な人、罪を犯した人等の社会復帰など、複合的な課題を抱えるケースへの対応が求められています。地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスを受けられるよう、分野横断的な支援体制を強化し、適切な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。

基本目標４　安心で健やかな暮らしづくり

高齢化の進展により、支援を必要とする人が増えてきている中で、災害や犯罪に対して様々な不安を抱えている人も増加しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、健康で長生きすることは誰もが願うことであり、豊かな人生を送るためにも、健康は欠かせないものです。住民が生涯にわたって健康を維持できるよう、ライフコースを踏まえ、ライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組みます。

３．計画の体系

基本理念	基本目標	施策	取組
世代を超えて支え合う、住み続けたいまち　さかほぎ	１ 世代を超えて支え合う地域づくり	１　地域のふれあい・交流機会の充実	①近所付き合い・地域交流の機会創出
			②地域活動への参加促進・活性化
		２　地域における支え合い体制の確立	①地域福祉活動の推進
			②社会福祉協議会（社協）の基盤整備
	２ 地域福祉を支える人づくり	１　地域福祉に対する理解の促進	①地域福祉に関する意識啓発
			②福祉共育（ともいく）の推進
		２　地域を支える人材の育成と活動への支援	①地域福祉を担う人材の育成
			②地域福祉活動への支援
	３ 適切な支援につなぐ仕組みづくり	１　適切な支援につなぐ体制整備	①重層的支援体制の整備
			②相談支援の充実
			③情報提供の充実
		２　課題に応じた支援の充実	①質の高い福祉サービスの提供
			②経済面や居住、就労等への支援
			③権利擁護の推進／坂祝町成年後見制度利用促進計画
			④再犯防止の推進／坂祝町再犯防止推進計画
	４ 安心で健やかな暮らしづくり	１　防災・防犯対策の推進	①緊急時・災害時に備えた体制づくり
			②地域の防犯力の強化
		２　心身の健康づくりの推進	①健康の維持・増進／坂祝町健康増進計画
			②食育の推進／坂祝町食育推進計画

第４章　施策の展開

● 基本目標１ ●

世代を超えて支え合う地域づくり

近年、世帯の核家族化の進行や地域コミュニティの弱体化などにより、日常生活の中で地域の人と交流する機会が少なくなり、地域のつながりが希薄化しています。町民が気軽に集まれる交流の場があることは、福祉の理解や地域の支え合いの活動につながる機会の創出であり、また、社会における孤独・孤立を防ぐことにもつながります。

本町においても単身世帯、核家族世帯は増加傾向にあり、シニアクラブや子ども会の加入率は継続して減少傾向にあります。令和５年度に実施したこども・若者調査では、「地域活動に参加したことがある」人は５割以下にとどまっており、地域での活動に関わる人が少ないことが伺えます。

直近では、本町の若年層の人口に増加傾向がみられるため、新たな流入人口も巻き込みながら、住民の地域活動への参加促進に向け、地域交流や地域活動の機会の提供とともに、参加しやすい環境づくりが求められます。

施策 1
地域のふれあい・交流機会の充実

施策 2
地域における支え合い体制の確立

基本目標１の達成に向けた成果指標

	令和6年度実績	令和 16 年度目標値
新たに地域福祉活動に取り組む団体の設立数	１団体	5団体
サンライフさかほぎの利用満足度	令和5年度実績 ― （実績値なし）	令和 16 年度目標値 80%

施策１　地域のふれあい・交流機会の充実

住民が地域や地域の福祉課題に興味・関心を持つきっかけづくりや支え合いの意識づくりに向け、住民間のコミュニケーションの活性化を図ります。

❶近所付き合い・地域交流の機会創出

住民の取組

◆ 地域のことや隣近所の人に関心を持ちましょう。
◆ 日頃からあいさつを心がけましょう。
◆ 地域での交流に積極的に参加しましょう。

町・社協の取組

◆地域の交流拠点の整備を行います。
◆様々な交流機会を提供します。

町の主な事業

●多世代交流機会の提供
●ふれあいサロンの充実【重点】

社協の主な事業

●多世代交流機会の提供
●ふれあいサロンの充実【重点】
●シニアクラブの活動充実

【重点事業と取組指標】

事業名	ふれあいサロンの充実			実施主体	町・社協
事業内容	各地区公民館等で、多様な世代の地域住民がふれあう機会を提供します。				
取組指標	■多世代参加型ふれあいサロン数				
	令和５年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	３か所	→	→	→	11 か所

❷地域活動への参加促進・活性化

住民の取組

◆ 隣近所で声をかけあって、地域の行事・イベントに参加しましょう。
◆ 自治会活動に積極的に参加しましょう。

地域の取組

◆ 地域の施設を活用し、地域住民が集まれる機会をつくりましょう。

町・社協の取組

◆ 地域活動の情報発信等により、地域活動への参加促進・活性化に努めます。
◆ 自治会への加入促進に取り組みます。
◆ 総合福祉会館「サンライフさかほぎ」等での活動を広く周知します。

町の主な事業

●地域活動に関する情報発信【重点】
●自治会への加入促進
●地区公民館への補助
●こども食堂の支援
●総合福祉会館サンライフさかほぎの充実【重点】

社協の主な事業

●地域活動に関する情報発信【重点】
●総合福祉会館サンライフさかほぎの充実【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	地域活動に関する情報発信			実施主体	町・社協
事業内容	ＳＮＳ（ＬＩＮＥ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、Ｘ、ＹｏｕＴｕｂｅ等）・社協だより・広報さかほぎ・ホームページ等を活用して、交流イベント等に関する情報を発信し、住民の地域参加を促します。				
取組指標	■地域福祉の情報発信回数				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	ＳＮＳ・ホームページ不定期発信	→			毎日発信

事業名	総合福祉会館サンライフさかほぎの充実			実施主体	町・社協
事業内容	住民にとって気軽に集える場となるよう、ソフト・ハード両面の整備を積極的に行います。				
取組指標	■総合福祉会館サンライフさかほぎの来館者数				
	令和５年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	84.6 人/日	→			100 人/日

施策２　地域における支え合い体制の確立

それぞれの地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動内容を考え、身近な地域で支え合う地域福祉活動を推進します。また、より効果的な支援を行えるよう、社協の基盤強化を進め、地域住民等によるネットワーク活動の連携強化を図ります。

❶地域福祉活動の推進

住民の取組

◆ 隣近所で気になる人がいれば、声かけや手助けをしましょう。
◆ 地域の行事や活動に積極的に参加し、地域の生活課題の把握に努めましょう。
◆ 日常生活の困りごとやあったらいいなと思うことを話し合ってみましょう。

地域の取組

◆ 団体活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要とする人の把握に努めましょう。
◆ 各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域福祉に関わる団体は町や社協と連携し、見守りネットワークの構築に取り組みましょう。

町の取組

◆ 地域で見守り活動を行うためのサービスを提供します。

町の主な事業

●坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業
●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

社協の取組

◆ 地域での集まりなどに参加し、地域課題の把握と地域福祉活動に携わる人たちとの連携を深めます。

社協の主な事業

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動充実
●生活支援サービスの実施【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	**生活支援サービスの実施**			実施主体	社協
事業内容	個人のライフスタイルに合わせたサービスを利用できるよう、既存の生活支援ボランティアの活動充実や民間事業者の生活支援サービスの情報提供を行います。				
取組指標	■生活支援ボランティアの活動実績数（実利用世帯数）				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	４世帯/年	→			20 世帯/年

❷社会福祉協議会（社協）の基盤整備

町の取組

◆ 補助金等により社協の安定した運営を支援します。
◆ 社協との定期的な連絡調整会議の開催等により、相互の連携強化を図ります。

町の主な事業

●社協への補助
●連絡調整会議の実施

社協の取組

◆ 情報の開示等により、運営の透明性を図ります。
◆ 行政からの補助金や会費に頼らない新たな財源の確保について研究します。
◆ 町との定期的な連絡調整会議の開催等により、相互の連携強化を図ります。

社協の主な事業

●会員の積極的な獲得
●人材・活動財源の獲得【重点】
●連絡調整会議の実施

【重点事業と取組指標】

事業名	**人材・活動財源の獲得**	実施主体	社協
事業内容	持続可能な経営のため、あらゆる機会や方法により人材・活動財源の獲得を目指します。 ・ＳＮＳ等により社協の魅力を発信し、多様な人材の獲得を目指します。 ・町への提言により、既存事業の委託化や新規事業の受託、民間の補助金の獲得等につなげます。 ・地域の福祉課題解決のために、事業推進の財源となる共同募金運動の積極的な推進を図ります。 ・一般寄付、遺贈寄付を積極的に受け入れます。 ・地域福祉のさらなる推進に向けて、目的別基金の創設を検討します。		
取組指標	■社協の人材・収益の確保		

令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
職員数 35 人	→	→	→	計画に基づいた職員の確保
自己収益比率 64.6%	→	→	→	自己収益比率 65%

● 基本目標２ ●

地域福祉を支える人づくり

地域の関係性の希薄化から、住民同士での助け合い、支え合いの意識が薄れ、住民の地域社会に対する関心も薄れつつあります。地域福祉の推進のためには、すべての人が地域福祉の重要性を理解し、関心を持つとともに、様々な活動に参加することが重要です。

本町では、学校や地域において、福祉講座や地域福祉に関する研修機会を提供し、住民の福祉意識の向上を図ってきました。一方で、令和６年度に実施した中学生調査では、「ボランティア活動に参加している・したことがある」人は５割程度となっています。また、同年に実施した地域福祉に関わる団体調査においても、構成員の平均年齢が高くなっており、活動上の課題として「新規メンバーの加入が少ない」ことが最も多く挙げられています。

これまで単発で実施してきた講座やイベントの開催に加え、当事者や学校、地域との連携により、地域福祉の観点からの意識啓発を行うことが重要です。さらに、少子高齢化を見据え、新たな地域福祉の活動の担い手を発掘するとともに、継続的に活動していくための支援が必要です。

施策 1
地域福祉に対する理解の促進

施策 2
地域を支える人材の育成と活動への支援

基本目標２の達成に向けた成果指標

	令和5年度実績	令和 16 年度目標値
認知症サポーターの登録者数	108 人／年 （総数 1,592 人）	110 人／年 （総数 2,690 人）
ボランティア経験者割合	― （実績値なし）	50%

施策１　地域福祉に対する理解の促進

地域福祉を支えるのは住民一人ひとりの意識であるため、住民の福祉意識の情勢を図るとともに、学校・地域・家庭における福祉共育（ともいく）を推進し、地域福祉への理解を深めます。

❶地域福祉に関する意識啓発

住民の取組

◆ 地域のつながりや地域福祉の重要性について考えましょう。
◆ 社協だよりや広報さかほぎ、ホームページ等を通じて、町や社協の福祉施策について学びましょう。
◆ 地域の集まりや回覧板等を通じて、地域福祉に関する情報を共有しましょう。

町・社協の取組

◆ 地域福祉の重要性や地域の福祉課題についての周知・啓発を行います。

町の主な事業

●ＳＮＳ・広報紙・ホームページ等を活用した福祉意識の啓発【重点】
●イベントにおける地域福祉に関する情報についての周知

社協の主な事業

●ＳＮＳ・広報紙・ホームページ等を活用した福祉意識の啓発【重点】
●イベントにおける地域福祉に関する情報についての周知

【重点事業と取組指標】

事業名	**ＳＮＳ・広報紙・ホームページ等を活用した福祉意識の啓発**			実施主体	町・社協
事業内容	ＳＮＳ・社協だより・広報さかほぎ・ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や地域の福祉課題について、誰もが身近に感じ、わかりやすい啓発に努めます。				
取組指標	■ＳＮＳを活用した啓発の実施				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	未実施	→	→	→	実施

❷福祉共育（ともいく）の推進

住民の取組

◆ 福祉に関するイベントや講演会等に積極的に参加しましょう。
◆ 家庭や地域で、こどもを交えて福祉について話をしましょう。
◆ 自主的な学習や体験により、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。

町・社協の取組

◆ 学校・園での教育や生涯学習を通じて、福祉教育を推進します。

町の主な事業

●生涯学習における福祉講座の開催

社協の主な事業

●福祉共育（ともいく）カリキュラムの作成【重点】
●福祉講座の開催
●福祉協力校・園の指定

【重点事業と取組指標】

事業名	福祉共育（ともいく）カリキュラムの作成			実施主体	社協 園・学校
事業内容	単発の講話や体験ではなく、当事者と学校、地域との連携により、「学び・気づき」と「活動・交流」を一体化し、「リフレクション（振り返り）」を軸に循環させながら、こどもが地域福祉活動の実践に参加する機会を促進することによって、大人とともに育ち、支え合える地域づくりを目的とした福祉共育（ともいく）を推進します。				
取組指標	■福祉共育（ともいく）カリキュラムの作成				
	令和６年度 【現状値】		令和 11 年度 【中間見直し】		令和 16 年度 【目標値】
	未作成	→	→	→	作成済

施策２　地域を支える人材の育成と活動への支援

地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成を進めるとともに、福祉活動の重要な役割を果たす民生委員･児童委員やボランティア団体、地域支え合い団体活動等への支援を行います。

❶地域福祉を担う人材の育成

住民の取組

◆ 地域のボランティア団体の活動に興味を持ちましょう。
◆ 身近なボランティア活動など、できることからはじめてみましょう。
◆ ボランティアに関心がある人は、自分の経験や知識、特技を活かし、積極的に参加しましょう。

地域の取組

◆ ボランティア団体の活動を周知し、体験活動の機会を提供しましょう。

町の取組

◆ ボランティア育成のための支援を行います。
◆ ボランティアに対するニーズ把握を支援します。
◆ イベントを活用したボランティア活動の紹介を行います。
◆ 福祉・介護の仕事に従事する人が増えるよう、魅力発信を行います。

町の主な事業

●認知症サポーター養成講座の実施
●福祉・介護の仕事の魅力発信【重点】

社協の取組

◆ 町内で活動するボランティア団体の周知と活動への参加を呼びかけます。
◆ 地域住民のボランティアに対するニーズ把握に努め、必要なテーマについて講座等を開催し、担い手を養成します。
◆ 福祉・介護の仕事に従事する人が増えるよう、魅力発信を行います。

社協の主な事業

●ボランティア交流会の開催
●養成講座の開催【重点】
●研修機会の提供
●福祉・介護の仕事の魅力発信【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	**養成講座の開催**			実施主体	社協
事業内容	地域の福祉課題解決のための各種養成講座を開催し、既存のボランティア団体の活動の継続・充実と新たな担い手の養成を図ります。				
取組指標	■養成講座の実施回数				
	令和６年度 【現状値】		令和 11 年度 【中間見直し】		令和 16 年度 【目標値】
	０回	→	→	→	年１回以上

事業名	**福祉・介護の仕事の魅力発信**			実施主体	町・社協
事業内容	福祉・介護に対して抱いているイメージを向上させるため、福祉・介護についての理解促進に向けた体験型・参加型イベント開催や世代横断的な広報活動を展開し、福祉・介護分野への多様な人材の参入促進を図ります。				
取組指標	■福祉・介護についての体験型・参加型イベントの開催回数				
	令和６年度 【現状値】		令和 11 年度 【中間見直し】		令和 16 年度 【目標値】
	０回	→	→	→	年１回以上

❷地域福祉活動への支援

住民の取組

◆ ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。
◆ 地域支え合い団体の取組を知り、可能な方法で参加しましょう。

地域の取組

◆ 町や社協に支援してほしいことについて伝えてみましょう。
◆ ボランティアセンターを積極的に活用してみましょう。

町の取組

◆ 社協が運営するボランティアセンターやボランティアコーディネーターへの支援を行います。
◆ 地域支え合い団体や民生委員・児童委員への活動を支援します。

町の主な事業

●ボランティアセンターの機能強化【重点】 ●地域支え合い団体活動への支援

社協の取組

◆ ボランティアセンターの機能強化を図るため、ボランティアコーディネーターの専従化と資質向上を図ります。
◆ 団体の活動拠点となる場の確保や情報提供等、活動への支援を行います。
◆ 講座等を通じて育成したボランティアが地域で活躍できる仕組みをつくります。
◆ 地域支え合い団体への情報提供、コーディネート等を行い、活動を支援します。

社協の主な事業

●ボランティアセンターの機能強化【重点】 ●地域支え合い団体活動への支援
●民生委員・児童委員への活動支援

【重点事業と取組指標】

事業名	ボランティアセンターの機能強化			実施主体	町・社協
事業内容	・ボランティアに関する相談や情報提供を行うボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアをしたい人としてほしい人のマッチングを行います。 ・ボランティア団体や地域活動の場の確保に向け、ボランティア団体の活動を把握し、調整を図ります。 ・社協だよりやホームページ、ＳＮＳを活用し、タイムリーな情報発信を行います。 ・地域活動やボランティア活動に関する情報を収集し、ボランティア同士や団体間の交流、連携が充実できるよう働きかけます。				
取組指標	■ボランティアコーディネーターの専従化				
	令和６年度 【現状値】		令和 11 年度 【中間見直し】		令和 16 年度 【目標値】
	複数業務兼務	→	→	→	専従化

● 基本目標３ ●

適切な支援につなぐ仕組みづくり

近年の少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化等により、地域での関係性が希薄化し、支援ニーズはますます複合化・複雑化してきています。中でも、ひきこもり、ヤングケアラー・ダブルケアなど、いわゆる制度の狭間の問題といわれる複合的な課題を抱えている人が、誰にも相談できずに社会的孤立に陥るケースがあります。支援が必要でも本人が声を上げられないケースは表面化しづらいことから、地域や関係機関との連携により適切な支援につなげ、ニーズに応じた福祉サービスを提供することが重要です。

国では、このような問題に対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、重層的支援体制整備事業が創設され、令和３年４月から施行されました。それに伴い、本町においても令和６年度に「坂祝町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を進めています。

多様で複合的な課題を抱える人の支援の充実とともに、制度の狭間からこぼれ落ちないようなセーフティネットの構築に向け、分野横断的な相談体制や効果的な情報発信を充実していく必要があります。また、誰もが安心して地域で生活していくため、権利擁護や再犯防止等、課題に応じた支援の充実が求められます。

施策 1
適切な支援につなぐ体制整備

施策 2
課題に応じた支援の充実

基本目標３の達成に向けた成果指標

相談から解決（他機関への引継ぎ含む）に至った割合	令和5年度実績	令和 16 年度目標値
	70%	90%

施策１　適切な支援につなぐ体制整備

生活上の様々な困難を抱える人が地域で安心して暮らせるよう、分野横断的な相談支援や積極的な情報発信を行い、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる体制を整備します。

❶重層的支援体制の整備

住民の取組

◆ 日常生活において、支援を必要とする人を発見した際、町や社協等に伝えましょう。

地域の取組

◆ 団体活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、支援を必要とする人の把握に努めましょう。

◆ 各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域福祉に関わる団体は町や社協と連携し、見守りネットワークの構築に取り組みましょう。

町・社協の取組

◆ 分野横断的な福祉サービスを提供できる体制の構築に取り組むとともに、複数の事業を一体的に実施することで、複合的な課題への対応を図ります。

坂祝町重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の３つの支援を柱として、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第 106 条の５において実施計画を策定することが規定されました。本町においてもその規程に基づき計画を策定し、事業への取組を通じて地域共生社会の実現を目指していきます。

重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

坂祝町では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、社協が中心となり「くらし安心相談室サンライフ」を形成し、重層的支援事業である、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援に係る５つの事業について、行政機関及び各関係機関と連携しながら事業を推進します。

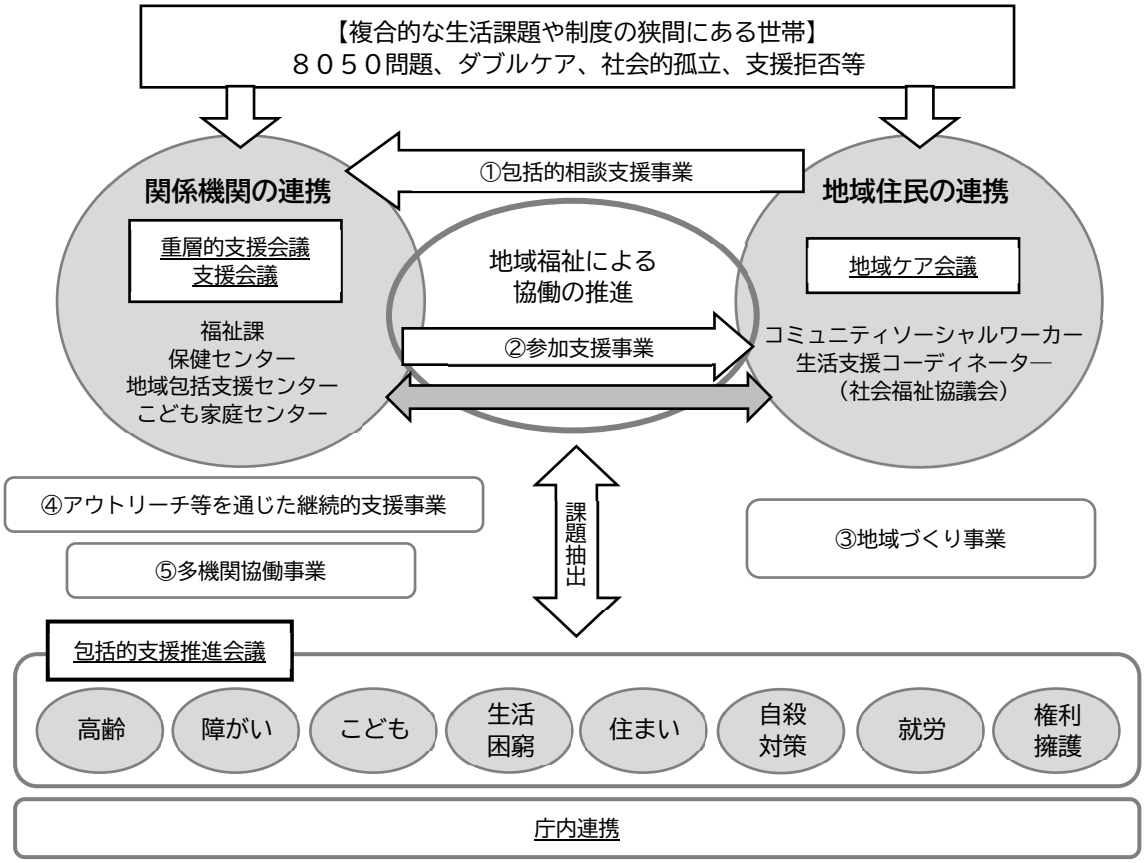

事業の実施内容

社会福祉法第 106 条の４第２項の規定に基づく重層事業の実施について、本町では以下のように取り組みます。

■法律 106 条の４第２項各号に掲げる事業

	法律 106 条の４第２項各号	事業
1	第１号	包括的相談支援事業
2	第２号	参加支援事業
3	第３号	地域づくり事業
4	第４号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」）
5	第５号	多機関協働事業
	第６号	支援プラン策定事業

1　包括的相談支援（属性を問わない相談支援）事業
（法第 106 条の４第２項第１号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

ア 地域包括支援センター運営事業

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 46 第１項の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の様々な支援を行います。

イ 障害者相談支援事業

基幹相談支援センターを運営し、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制を強化する取組、地域移行・地域定着支援、権利擁護・虐待防止、自立支援協議会の運営・専門的な指導・助言、障害者差別解消法に規定する相談等を行います。

ウ こども家庭センター運営事業

保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談、母子保健等のサービス等の情報提供、関係機関との連絡調整、支援プランの策定等を行います。

エ 福祉事務所未設置町村による相談事業

一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族やその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、可茂県事務所福祉課との連絡調整、自立相談支援事業へのつなぎを行います。

2　参加支援事業（法第 106 条の４第２項第２号）

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりに向けた支援を行います。

また、ひきこもり状態にある方への支援については、就労等だけではなく広く社会参加を促していくことが重要であることから、居場所の提供等に取り組みます。実施体制は、社協に委託し、チャレンジ就労体験事業を実施し、利用者が総合福祉会館に週３回通い、各種就労体験を実施するとともに、企業等に利用者を受け入れてもらいます。専任の就労支援員を配置し、ひきこもりや社会とのつながりのなかった対象者が、参加支援を通して社会とのつながりを持ち、居場所や地域の行事に参加できるなど、将来的に自立支援相談機関につながって就労に向けた支援を受け、要支援者への参加を支援するとともに、ニーズに即した居場所を提供します。

3　地域づくり事業（法第 106 条の４第２項第３号）

地域づくり事業は、介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の仕組みを検討します。

4　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の４第２項第４号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くのケースは、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されています。このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援であると考えます。潜在的な支援ニーズを抱える人を早期に把握するため、コミュニティソーシャルワーカーにより、支援関係者と連携した情報収集や家庭訪問を実施します。潜在的な支援ニーズを抱える人（ひきこもり等）を早期に把握するために、コミュニティソーシャルワーカーを中心に「くらし安心相談室サンライフ（総合相談窓口）」を開設し社会福祉士を配置し、長期にわたり引きこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。また、本人やその世帯とのつながりを形成するため、コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉士により、支援関係者と連携した支援の事前調整や同行支援を実施します。本人やその世帯とのつながりを形成するために、コミュニティソーシャルワーカーを中心に「くらし安心相談室サンライフ（総合相談窓口）」を開設し社会福祉士を配置し、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集、事前調整、関係性構築に向けた支援、家庭訪問及び同行支援を行い、対象者を見つけるため支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集する必要があります。本町ではアウトリーチ等事業の推進のため専門職を配置し支援にあたります。

5　多機関協働事業（法第 106 条の４第２項第５号）

複雑・複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各相談支援機関等だけでは対応が困難な場合、支援会議（社会福祉法第 106 条の６）や重層的支援会議を随時活用し、課題の解きほぐしや支援の調整、支援プランの作成、評価及び適正等について協議します。

コミュニティソーシャルワーカーを社協内に配置し、福祉課職員と連携しながら各種機関との調整、会議の開催運営などにより包括的支援体制構築の支援を行います。また、「くらし安心相談室サンライフ（総合相談窓口）」を開設し社会福祉士（コミュニティソーシャルワーカー兼務）を総合窓口職員として配置し、そこから地域包括支援センター、社協の社会福祉士と各課長及び会長又は事務局長、保健センター保健師、こども課、福祉課職員と連携しながら各種機関との調整、会議の開催運営などにより包括的支援体制構築の支援を行います。支援会議や重層的支援会議を実施するにあたっては、福祉課・地域包括支援センターの相談員が日程や参加機関の調整、会議の進行、支援プランの作成を行います。また、相談体制の充実や連携を図るために、心配ごと相談、法律相談等を実施するとともに、管内事業所との他分野の制度等理解や連携を図るために勉強会等を定期的に実施します。

なお、支援プランの作成については、多機関協働事業と一体的に実施していきます。本町における多機関協働事業は、参加支援事業及びアウトリーチ等事業とともにコミュニティソーシャルワーカーが一体的に実施することとし、複雑化・複合化する課題の解きほぐしを行い、支援関係機関間の役割や支援の方向性を定めます。

❷相談支援の充実

住民の取組

◆ 不安や悩みは一人で抱え込まず、民生委員・児童委員に相談したり、各相談窓口を活用したりしましょう。
◆ 地域において、日頃から不安や悩みを相談できる関係を築きましょう。
◆ 社協だよりや広報さかほぎ、ホームページを活用し、相談窓口を把握しましょう。

地域の取組

◆ 団体活動や民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて相談に応じ、支援を必要とする人の把握に努めましょう。

町の取組

◆ 様々な分野や領域に及ぶ相談に対応できるよう、社協をはじめ関係機関と連携し、相談支援に関するネットワーク体制を強化します。
◆ 住民のライフステージに応じた一貫性・継続性のある相談体制を構築します。

町の主な事業

●高齢者の総合的な相談支援
●障がい者の相談体制の充実
●坂祝町こども家庭センターの機能強化
●民生委員・児童委員による相談・支援
●専門家による相談機会の充実

社協の取組

◆ 様々な分野や領域に及ぶ相談に対応できるよう、町をはじめ関係機関と連携し、相談支援に関するネットワーク体制を強化します。
◆ 相談窓口を明確にし、住民の声が届きやすくします。
◆ 「声なき声」に寄り添って支援するため、積極的なアウトリーチを実施します。
◆ 住民のライフステージに応じた一貫性・継続性のある相談体制を構築します。

社協の主な事業

●相談員の資質向上
●民生委員・児童委員による相談・支援
●専門家による相談機会の充実
●コミュニティソーシャルワーク事業の充実【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	コミュニティソーシャルワーク事業の充実			実施主体	社協
事業内容	多様で複合的な課題を抱える人を支援するため、「くらし安心相談室サンライフ」において、コミュニティソーシャルワーカーがあらゆる生活上の相談に応じ、適切な支援につなげます。				
取組指標	■コミュニティソーシャルワーカーの育成数				
	令和５年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	１人	→			複数人

❸情報提供の充実

住民の取組

◆ 福祉に関心を持ち、町の福祉情報を積極的に収集しましょう。
◆ 様々な媒体を通じて最新の情報を入手し、福祉に対する正しい知識を身につけましょう。
◆ 支援を求めている人に対して、自分が知っている福祉の情報を伝えてみましょう。

地域の取組

◆ 地域で情報交換ができる場を設けましょう。
◆ 民生委員・児童委員や自治会は、情報が届きにくい人に必要な情報を伝えましょう。

町の取組

◆ 福祉サービス等の情報を、広報さかほぎ、ホームページ、各種パンフレット、かわら版メール等によって積極的に発信し、適切な利用につなげます。
◆ 住民にとってわかりやすい情報提供を行います。

町の主な事業

●様々な媒体を活用した福祉情報の提供【重点】
●民生委員・児童委員との連携による情報提供

社協の取組

◆ 社協だよりやホームページ、ＳＮＳ、パンフレット等で地域活動等の情報提供を行います。
◆ 地域での集まりなどに参加し、福祉サービスの情報を提供します。
◆ 重要度の高い情報については、リーフレットやパンフレットを作成するなど、繰り返し提供します。

社協の主な事業

●様々な媒体を活用した福祉情報の提供【重点】
●民生委員・児童委員との連携による情報提供

【重点事業と取組指標】

事業名	様々な媒体を活用した福祉情報の提供			実施主体	町・社協
事業内容	・広報さかほぎ、社協だより、ホームページ・各種パンフレット・ＳＮＳ等を活用し、タイムリーかつ積極的な情報提供を行います。 ・情報バリアフリーの視点から、ホームページの閲覧支援（読み上げ、ふりがな、文字の大きさ・色の変更、外国語での対応等）を行います。 ・様々な人が理解できるよう、見やすさ、わかりやすさに配慮した情報提供を行います。				
取組指標	■地域福祉の情報発信回数（再掲）				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	ＳＮＳ・ホームページ不定期発信	→			毎日発信

施策２　課題に応じた支援の充実

地域の福祉課題の多様化・複雑化に対応するため、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、各分野の福祉サービスの充実を図ります。また、地域参加や社会参加を促進するための多様な機会の提供を図ります。

❶質の高い福祉サービスの提供

住民の取組

◆ 福祉サービスについての理解に努め、適切なサービス利用に努めましょう。
◆ 事業所や町、社協に対し、生活で必要としている支援などの情報を伝えましょう。

地域の取組

◆ 福祉事業所は、住民のニーズに対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めましょう。

町の取組

◆ 地域包括支援センターの機能やネットワークを強化し、サービスの周知・利用促進を図ります。
◆ 福祉のニーズや課題に対応するため、町において事業化が必要なものについては検討していきます。
◆ 既存の資源だけでなく新たなサービスの創出についても模索し、各種福祉サービスとの連携を図ります。

町の主な事業

●地域包括ケアシステムの構築
●共生型サービスの実施に向けた検討
●事業所の人材確保に向けた支援【重点】

社協の取組

◆ インフォーマルなサービスがふさわしい課題は、住民やボランティアなどに働きかけを行います。

社協の主な事業

●地域包括ケアシステムの構築
●共生型サービスの実施に向けた検討
●多様な主体による生活支援サービスの提供【重点】
●第三者委員の設置
●事業所の人材確保に向けた支援【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	多様な主体による生活支援サービスの提供			実施主体	社協
事業内容	地域の福祉課題の解決に向け、地域支え合い団体やボランティア、ＮＰＯ、民間企業等の多様な主体により、重層的に生活支援サービスが提供できるよう、サービス展開と住民への情報提供を行います。				
取組指標	■生活支援サービス提供団体等の住民への周知				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	未実施	→			実施

事業名	事業所の人材確保に向けた支援			実施主体	町・社協
事業内容	多くの主体の参入促進を図る方策を検討するとともに、サービス事業者の資質向上や人材確保に向けた支援を行い、サービスの維持と質の向上に努めます。				
取組指標	■サービス事業所の紹介機会の提供回数				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	年１回	→			年１回以上

❷経済面や居住、就労等への支援

住民の取組

◆ 就労が困難な状況にある人も、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方を実現しましょう。

地域の取組

◆ 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげましょう。

町・社協の取組

◆ 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、その人にあった生きがいや働き方を見出せるよう、様々な機会の提供や経済面、就労等への支援を行います。

町の主な事業

●生活困窮者自立相談支援事業

社協の主な事業

●コミュニティソーシャルワーク事業
●チャレンジ就労体験事業【重点】
●臨時小口資金貸付事業
●福祉一時金支給事業
●生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

【重点事業と取組指標】

事業名	チャレンジ就労体験事業			実施主体	社協
事業内容	・就労や社会との関わりに不安や不信感があり、就労意欲が低下している人に対し、就労に向けた基礎能力の形成と社会的な居場所づくり、就労意欲の向上を図ることを目的に、就労体験の場を提供します。 ・事業を通して、基幹相談支援センター、地域活動支援センターⅢ型、計画相談支援事業所の実施について検討します。				
取組指標	■チャレンジ就労体験事業を通じた就労者数				
	令和５年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	５人	→	→	→	10 人

❸権利擁護の推進／坂祝町成年後見制度利用促進計画

坂祝町成年後見制度利用促進計画

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、物事を判断することに難しさや不安のある人がその人らしく安心して日常生活を営むためには、それぞれのおかれている状況に応じて必要な支援を行うことが必要です。成年後見制度は、そのような人の尊厳のある暮らしを維持するため、本人の権利を守る成年後見人等を選び、その成年後見人等が身上保護（住まい・医療・介護等の様々なことに関する選択や決定の支援及び必要な手続きなど）を行うことによって、本人を法律的に支援する制度です。

国では、成年後見制度利用促進法において、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する

基本的な施策についての市町村計画を定めるよう努めることとされています。成年後見制度については、地域福祉の推進と関係が深いため、本町における福祉施策の総合的な推進を目的として、「地域福祉計画」の中にその内容を含めるものとしています。

本計画の成年後見制度に関連する施策を通して、成年後見制度の利用促進、関係機関や地域住民との連携強化などを推進し、すべての住民が安心した生活が送れるようサポートしていきます。

住民の取組

◆ 住民一人ひとりが人権意識を持って、思いやりのこころで人と接しましょう。
◆ 成年後見制度などの財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。

地域の取組

◆ 地域での見守りを通して、権利の擁護や虐待の防止に努めましょう。

町の取組

◆ 関係機関等と連携し、地域におけるセーフティネット機能の強化を図ります。
◆ 虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進等、住民の権利擁護に取り組みます。

町の主な事業

●成年後見制度の周知及び利用促進【重点】
●市民後見人の育成
●権利擁護支援のためのネットワークづくり【重点】
●虐待防止体制の充実
●要保護家族のフォローケア事業

社協の取組

◆ 日常生活自立支援事業を周知し、利用促進を図ります。
◆ 成年後見制度について、初期相談に対応します。

社協の主な事業

●市民後見人の育成
●日常生活自立支援事業の周知及び利用促進
●虐待防止体制の充実
●要保護家族のフォローケア事業

【重点事業と取組指標】

事業名	**成年後見制度の周知及び利用促進**	実施主体	町
事業内容	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、成年後見制度の普及、活用促進を図ります。		

事業名	**権利擁護支援のためのネットワークづくり**	実施主体	町
事業内容	・町福祉課を権利擁護の支援ネットワークのための中核機関とし、関係機関との調整を図ります。 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援や早期からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制等について、実現できるネットワークの構築を図ります。 ・本人を日常的に見守り、本人の意思の把握とそれに基づいた対応を行う「チーム」、チームに対し法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」の設置を検討します。		

取組指標

■協議の場の開催回数

令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
12 回（月１回）	→	→	→	12 回以上

❹再犯防止の推進／坂祝町再犯防止推進計画

坂祝町再犯防止推進計画

罪を犯した人等の中には、貧困や厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立させないような取組を推進していく必要があります。

国では、再犯防止推進法において、国の再犯防止計画を勘案して市町村計画を定めるよう努めることとされています。再犯防止については、地域福祉の推進と関係が深いため、本町における福祉施策の総合的な推進を目的として、「地域福祉計画」の中にその内容を含めるものとしています。

本計画の再犯防止に関連する施策を通して、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

住民・地域の取組

◆ 犯罪から立ち直ろうとする人が孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちましょう。
◆ 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげましょう。

町・社協の取組

◆ 県や関係機関等と連携し、罪を犯した人等の再犯を防ぐとともに、就労や居住の確保、相談など、社会復帰を支援する取組を推進します。
◆ 高齢や障がいなど複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等に、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関との連携を図ります。
◆ 住民への理解促進のため、地域団体等と連携し、再犯防止についての周知・啓発を行います。
◆ 青少年の非行防止のため、青少年非行・被害防止該当啓発活動やパトロール活動等を実施します。

町の主な事業

●就労や住居の確保
●地域と連携した支援の実施
●相談支援体制の充実【重点】
●保健医療・福祉サービス利用の促進
●再犯防止の広報・啓発活動の推進
●関係機関との連携強化

社協の主な事業

●就労や住居の確保
●相談支援体制の充実【重点】
●保健医療・福祉サービス利用の促進

【重点事業】

事業名	**相談支援体制の充実**	実施主体	町・社協
事業内容	・更生保護サポートセンターや医療・福祉関係機関、就労支援機関等と連携し、必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。 ・生活福祉資金貸付事業などの制度を利用した支援を通じて、社会復帰につながるよう支援します。		

● 基本目標４ ●

安心で健やかな暮らしづくり

近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化しています。さらに、南海トラフ地震の発生も予測されていることから、災害時の安否確認や被災者の救出などにおいて、地域活動が果たす役割がますます重要となっています。また、全国的に高齢者を狙った詐欺事件やこどもが事故、犯罪に巻き込まれる事件が相次いでおり、地域の防犯力の強化が求められます。

令和６年度に実施した地域福祉に関する団体調査では、自由意見として災害時への対応についての心配の声、日頃からの準備の必要性についての声が多く挙げられています。本町では、緊急時に支援が必要な高齢者や障がい者が増加しており、地域で災害等の支援体制を強化し、防災意識を向上していく必要があります。また、安心・安全な地域づくりに向け、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりが求められます。

さらに、高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた場所で互いに助け合い、安心し、健やかに暮らしていけるよう、住民一人ひとりが意識的に心身の健康づくりや食育に取り組んでいく必要があります。

施策 1
防災・防犯対策の推進

施策 2
心身の健康づくりの推進

基本目標４の達成に向けた成果指標

	令和5年度実績	令和 16 年度目標値
防災訓練の参加者数	638 人	650 人
特定健診受診率	48.9%	49.0%

施策１　防災・防犯対策の推進

自然災害発生時の迅速な対応に向けて、地域の自主防災活動の組織化を進めるとともに、発生時に自分の身を守ることが困難な人に対し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができる体制の構築を図ります。

また、安心・安全な地域づくりに向けて、地域の見守り活動の推進等により犯罪の防止に取り組みます。

❶緊急時・災害時に備えた体制づくり

住民の取組

◆ 災害時には自分の命は自分で守るという意識を持ち、自分の身を守る知識を身につけましょう。

◆ 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。

◆ 避難場所・経路を確認する、防災用品を揃えるなど、日頃から災害に備えましょう。

地域の取組

◆ 地域の自主防災組織を確立し、災害時や緊急時に支援し合える体制を整備しましょう。

◆ 地域で災害時に避難が必要な人を把握し、対応する方法について検討しましょう。

町・社協の取組

◆ 災害時に迅速な対応ができるよう、防災体制の強化を図ります。

町の主な事業

●防災体制の充実・強化
●災害時の支援体制づくり
●避難行動要支援者の把握と個別プランの作成
●福祉避難所の整備【重点】
●災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施【重点】

社協の主な事業

●福祉避難所の整備【重点】
●災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施【重点】

【重点事業と取組指標】

事業名	福祉避難所の整備			実施主体	町・社協
事業内容	要配慮者が安心した避難生活を送れるよう、福祉避難所の確保と環境の充実を図るとともに、福祉避難所の実地訓練を行います。				
取組指標	■福祉避難所の実施訓練回数				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	０回	→			年１回以上

事業名	災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施			実施主体	町・社協
事業内容	円滑かつ効率的な被災者支援が行えるよう、災害ボランティアセンターの運営方法や災害時における協力の具体的な内容など、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、住民が主体となれるよう訓練を実施します。				
取組指標	■災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施回数				
	令和６年度【現状値】		令和 11 年度【中間見直し】		令和 16 年度【目標値】
	０回	→			年１回以上

❷地域の防犯力の強化

住民の取組

- ◆ 家庭での防犯対策に取り組みましょう。
- ◆ 日頃からお互いに気をかけ合うことのできる人間関係を構築しましょう。
- ◆ 地域の見守り活動に参加しましょう。
- ◆ 悪徳商法や振り込め詐欺などの消費者問題に関心を持ち、被害に遭わないよう注意しましょう。

地域の取組

- ◆ 様々な機関と連携しながら、見守り活動を行いましょう。

町の取組

◆ 地域と連携し、見守り活動を支援します。
◆ 空き家の情報を関係課で共有し、防犯対策等につなげます。

町の主な事業

●防犯意識の向上　　●地域見守り活動の推進

社協の取組

◆ 見守りネットワークの中で得た情報を、生活支援サービスにつなげます。
◆ 地域における見守り活動の「見える化」を図ります。

施策２　心身の健康づくりの推進

住民が健康づくりに積極的に取り組み、住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、各種健診や本町の健康課題に沿った教室の実施、食育の普及等、継続的に健康づくりに取り組むための環境の整備を図ります。

❶健康の維持・増進／坂祝町健康増進計画

坂祝町健康増進計画

誰もが安心して暮らすためには、みんなで支え合うまちづくりとともに、住民一人ひとりがこころと体の健康を保ち、いきいきと暮らせることが大切です。

国では、健康増進法に基づき、健康日本 21（第三次）が令和６年４月から適用され、同法において、健康日本 21（第三次）の考え方をもとに市町村計画を定めるよう努めることとされています。

そのため、本計画の一部を、住民の健康づくりを推進していくための「坂祝町健康増進計画」とし、すべての住民が生涯を通じて、健康で安心した暮らしを送り、活動的に生活できるようなまちづくりのための指針とします。

住民の取組

- ◆ 自分の健康に関心を持ち、必要な健診を年１回は受けましょう。
- ◆ 自分の生活習慣を見直し、生活習慣の改善や健康づくりに取り組みましょう。
- ◆ 日常的な運動や町の健康づくり事業への参加など、運動する習慣を持ちましょう。
- ◆ かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持ち、定期健診や早期の治療を受けましょう。
- ◆ 自分に合ったストレス対処法をみつけ、こころの健康づくりに取り組みましょう。

町の取組

- ◆ ライフステージに応じた健康づくりや介護予防に取り組み、疾病の発症予防と重症化予防に取り組みます。
- ◆ 胎児期から高齢期にいたるまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）の観点を取り入れ、個人の特性をより重視した健康づくりを推進します。
- ◆ 若者の検診受診率の向上に向けた働きかけを行います。
- ◆ 自殺予防も含めた、こころの健康づくりに取り組みます。
- ◆ 住民の健康づくりを推進し、自然と健康になれる環境整備に努めます。

町の主な事業

- ●健康づくり普及・啓発
- ●各種健診・検診の受診促進
- ●介護予防事業
- ●生活習慣病予防事業
- ●ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ●こころの健康相談
- ●歯周病検診の推進

社協の取組

- ◆ 介護予防に向けて、筋力アップトレーニング機器の一般開放を行います。

社協の主な事業

- ●介護予防事業

❷食育の推進／坂祝町食育推進計画

坂祝町食育推進計画

「食」は人の生活そのものであり、バランスの取れた食事を楽しく食べることが、健康にいきいきと暮らすことにつながります。

国では、食育基本法に基づき、市町村は食育推進を図るための市町村計画を定めるよう努めることとされています。

そのため、本計画の一部を、住民の食育を推進していくための「坂祝町食育推進計画」とし、すべての住民が正しい食習慣を身につけ、さまざまな食体験を通して健全な食生活が実践できるようなまちづくりのための指針とします。

住民の取組

- ◆ 食は健康面だけでなく、豊かな生活や生き方に大きく関わるという意識を持って、食育に取り組みましょう。
- ◆ 朝食や野菜の摂取、食事量の調整等、規則正しい食生活を実践しましょう。
- ◆ 食に関する様々な体験に参加しましょう。
- ◆ 地産地消に積極的に取り組みましょう。
- ◆ 食の安全性に関する正しい知識を身につけるとともに、食の循環や環境への意識を高めましょう。
- ◆ 伝統的な食文化に関心を持ち、次世代に伝えましょう。

町の取組

- ◆ 食に関する正しい知識や食習慣が身につけられるよう、食育に関する普及・啓発を行います。
- ◆ 妊産婦や乳幼児、こどもへの食育のため、各種健診の機会の活用や保育所、幼稚園、こども園、学校における啓発に取り組みます。
- ◆ 住民が食の安全や食の大切さを学べるよう、食に関わる体験の機会の提供や地産地消の推進に取り組みます。

町の主な事業

- ●食育の普及・啓発
- ●食育講座・教室の開催
- ●食に関する体験の機会の提供
- ●地産地消の推進
- ●食育活動の推進

社協の取組

◆食に関する情報提供や地産地消の推進に取り組みます。

社協の主な事業

●地産地消の推進

●食育活動の推進

第５章　今後の推進にあたって

１．計画の普及・啓発

地域福祉は、住民、地域、行政、社協、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など多様な主体が協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取組と方向性について、町や社協の広報誌やホームページ等で公表し、住民への周知を図るとともに、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、地域福祉は、福祉、保健、医療、教育等の様々な分野が関連し、取組が多岐にわたっています。そのため、推進にあたっては町の関係部局が横断的に連携し、全庁的に取り組むことで本計画の実行性を高めます。

２．計画の進行管理・評価

本計画の効果的な推進を図るため、ＰＤＣＡサイクル（計画（Ｐｌａｎ）・実行（Ｄｏ）・評価（Ｃｈｅｃｋ）・改善（Ａｃｔｉｏｎ））により、計画の評価・見直しを行います。

評価にあたっては、住民、福祉サービス利用者、地域福祉を推進する団体の代表者及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者で構成する「坂祝町地域福祉計画評価委員会」を設置し、行政からの視点だけでなく、それぞれの立場の視点を活かした進行管理を行います。

参考資料

１．策定経過

年　月　日	内　　容
令和６年６月 18 日～ ７月 25 日	地域福祉に関するアンケート調査（団体調査）の実施
令和６年７月８日～12 日	地域福祉に関するアンケート調査（中学生調査）の実施
令和６年７月 30 日	令和６年度第１回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
令和６年 11 月 26 日	令和６年度第２回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催
令和６年 12 月 16 日～ １月 15 日	パブリックコメントの実施
令和７年２月４日	令和６年度第３回坂祝町地域福祉（活動）計画策定委員会の開催

２．坂祝町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成２５年６月１８日
訓令第３１号

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)第１０７条に基づき、地域福祉の総合的な推進を図る坂祝町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、坂祝町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（委員）

第２条　委員は、町長が各関係機関、各種団体の代表者及び学識経験者等の中から委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了した日までとする。

（委員長）

第４条　委員の互選により委員長を置き、委員長は委員会を代表する。

２　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、改めて委員の互選により委員長を置くこととする。

（委員会）

第５条　委員長は、必要に応じ委員会を招集しその議長となる。

（事務局）

第６条　委員会の事務は、福祉課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

３．坂祝町地域福祉計画策定委員会委員名簿

〈地域福祉（活動）計画策定委員名簿〉

No.	所　　属	氏　名	備　考
1	町議会議員	松田　賢治	（委員長）
2	民生委員児童委員　代表	浦田　伸司	
3	身体障害者福祉協会坂祝分会　代表	小原　軍治	
4	シニアクラブ連合会　代表	小寺　忠	
5	ボランティア団体連絡協議会　代表	松田　律子	
6	日本赤十字社坂祝分区　代表	長谷川　清子	
7	地域支え合い団体	森岡　いづみ	
8	加茂保護区保護司会　代表	小西　一代	
9	健康運動・介護予防　関係	文室　文代	
10	家族介護者	小栗　かおる	

〈事務局〉

No.	所　　属	氏　名	備　考
1	役場　福祉課　課長	片桐　茂樹	
2	社会福祉協議会　事務局長	松田　正吾	
3	社会福祉協議会　地域福祉課　課長	松浦　一樹	
4	役場　福祉課　課長補佐	岩瀬　尊信	

４．用語解説

あ行

アウトリーチ	支援が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
アセスメント	問題解決のための援助活動に先立って行われる客観的な評価。
ＳＮＳ（エスエヌエス）	Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。近年は、会社や組織の広報としても利用されている。
ＳＤＧｓ（エスディージーズ）	Sustainable Development Goals の略。平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指す。
ＮＰＯ（エヌピーオー）	民間非営利団体。行政・企業から独立し、地域おこしや福祉などのために活動する非営利組織。

か行

核家族	一組の夫婦とその未婚のこどもからなる家族。
キャラバンメイト	認知症について正しく理解し、地域で認知症の人とその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の講師を担う人。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わり、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

さ行

サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。
社会資源	地域住民や利用者のニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称したもの。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられている、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。一定の地域社会において、住民が主体となって取り組む、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図る。略して「社協」と呼ぶ。
少子高齢化	出生数が減少しこどもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
自立支援協議会	関係機関によるネットワークを構築し、様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担う協議会。
生活困窮者	現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある人で、自立が見込まれる人。
生活保護	資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

た行

ダブルケア	１人の人やひとつの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
地域ケア会議	市町村や地域包括支援センターが多職種で高齢者への適切な支援と必要な支援体制を検討する会議。個別ケースの解決を行う個別会議と地域課題の解決や施策形成等につなげる推進会議がある。
地域コミュニティ	住民相互の交流が行われている地域社会。あるいはそのような住民の集団。

地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の４つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）	女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など)、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

な行

ニーズ	必要性。需要。要求。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
認知症	いろいろな原因で脳の働きが悪くなり、様々な障がいが起こることで、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守る人で、養成講座を受けることでサポーターとなる。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。

は行

８０５０問題	こどものひきこもりが長期化し、80 代の親が 50 代のこどもを養うといった状態に至り、親子共に経済的困窮や社会的孤立に陥ってしまう問題。
バリアフリー	障がい者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差をなくすこと。
ひきこもり	多様な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
福祉避難所	災害時に、高齢者や障がい者など、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を、一時的に受け入れる避難所。町が指定する段差の解消などのバリアフリー化された社会福祉施設などがある。
防災マップ	台風、大雨、津波など、災害によって被害が想定される箇所や避難所の位置などを示した地図。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する。

や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている 18 歳未満のこども。

ら行	
ライフスタイル	生活の仕方。
老老介護	家庭の事情などにより、要介護状態の高齢者を高齢である家族等が介護している状態のこと。

5．掲載指標一覧

■基本目標１　世代を超えて支え合う地域づくり

項目		現状値	目標値（令和 16 年度）
成果指標	新たに地域福祉活動に取り組む団体の設立数	1 団体（Ｒ６）	５団体
	サンライフさかほぎの利用満足度	―（実績値なし）	80%
取組指標	多世代参加型ふれあいサロン数	３か所（Ｒ５）	11 か所
	地域福祉の情報発信回数	ＳＮＳ・ホームページ不定期発信（Ｒ６）	毎日発信
	総合福祉会館サンライフさかほぎの来館者数	84.6 人／日（Ｒ５）	100 人／日
	生活支援ボランティアの活動実績数（実利用世帯数）	４世帯／年（Ｒ６）	20 世帯／年
	社協の人材・収益の確保	職員数 35 人（Ｒ６）	計画に基づいた職員の確保
		自己収益比率 64.6%（Ｒ６）	自己収益比率 65%

■基本目標２　地域福祉を支える人づくり

項目		現状値	目標値（令和 16 年度）
成果指標	認知症サポーターの登録者数	108 人／年 総数 1,592 人（Ｒ５）	110 人／年 総数 2,690 人
	ボランティア経験者割合	―（実績値なし）	50%
取組指標	ＳＮＳを活用した啓発の実施	未実施（Ｒ６）	実施
	福祉共育（ともいく）カリキュラムの作成	未作成（Ｒ６）	作成済
	養成講座の実施回数	０回（Ｒ６）	年 1 回以上
	福祉・介護についての体験型・参加型イベントの開催回数	０回（Ｒ６）	年 1 回以上
	ボランティアコーディネーターの専従化	複数業務兼務（Ｒ６）	専従化

■基本目標３　適切な支援につなぐ仕組みづくり

項目		現状値	目標値 （令和 16 年度）
成果指標	相談から解決（他機関への引継ぎ含む）に至った割合	70%（Ｒ５）	90%
取組指標	コミュニティソーシャルワーカーの育成数	１人（Ｒ５）	複数人
	地域福祉の情報発信回数（再掲）	ＳＮＳ・ホームページ 不定期発信（Ｒ６）	毎日発信
	生活支援サービス提供団体等の住民への周知	未実施（Ｒ６）	実施
	サービス事業所の紹介機会の提供回数	年１回（Ｒ６）	年１回以上
	チャレンジ就労体験事業を通じた就労者数	５人（Ｒ５）	10 人
	協議の場の開催回数	12 回（月１回）（Ｒ６）	12 回以上

■基本目標４　安心で健やかな暮らしづくり

項目		現状値	目標値 （令和 16 年度）
成果指標	防災訓練の参加者数	638 人（Ｒ５）	650 人
	特定健診受診率	48.9%（Ｒ５）	49.0%
取組指標	福祉避難所の実施訓練回数	０回（Ｒ６）	年１回以上
	災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施回数	０回（Ｒ６）	年１回以上

６．困った時の相談窓口

内　　容	相談窓口	連　絡　先
あらゆる生活上の悩みや相談事について、社会福祉士等の相談員（コミュニティソーシャルワーカー）が関係機関と連携し、一緒に問題を整理しながら、解決に向けてお手伝いいたします。	くらし安心相談室サンライフ 坂祝町社会福祉協議会	0574-27-1222
高齢者、介護の相談 高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護・福祉・医療など、さまざまな側面から高齢者を支える総合相談窓口です。	坂祝町地域包括支援センター	0574-25-7575
障がい者支援に関する相談	坂祝町役場　福祉課	0574-66-2406
	坂祝町社会福祉協議会	0574-27-1222

内　　容	相談窓口	連　絡　先
こころの健康相談 ご自身やご家族のこころの健康について悩んでいませんか。精神保健福祉士又は精神科医師と保健師による相談を実施しています。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。	坂祝町役場　保健センター	0574-26-7201
ボランティアに関する相談 「ボランティア活動をしたい」、「ボランティア活動の情報がほしい」、「ボランティアの力を貸してほしい」という方たちのための相談や、情報の提供、ボランティアの育成・支援を行っています。	坂祝町社会福祉協議会 ボランティアセンター	0574-27-1222
子育てに関する相談	坂祝町こども家庭センター	0574-26-7113
消費者トラブルに関する相談	広域消費生活相談室	0574-25-2111 （内線 462）

第４期坂祝町地域福祉計画
第４期坂祝町地域福祉活動計画

発行年月　：　令和７年３月
発　　行　：　坂祝町・社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会

【坂祝町 福祉課】
〒505-8501　岐阜県加茂郡坂祝町取組 46 番地 18
ＴＥＬ：0574-26-7111（代表）　ＦＡＸ：0574-27-1808
【社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会】
〒505-0071　岐阜県加茂郡坂祝町黒岩 153 番地１
ＴＥＬ：0574-27-1222（代表）　ＦＡＸ：0574-26-8974

第４期坂祝町地域福祉計画 第４期坂祝町地域福祉活動計画

坂祝町

社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会